第5回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

日時: 令和3年10月29日(金) 18時00分~20時00分

会場:世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」(オリオン)

次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1)「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定に向けた提言について

【資料1、2、3、4】

- (2)意見交換
- 3 閉会

【配付資料】

資料1	(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例素案に対す
! ! !	るパブリックコメントの実施結果について

資料 2 「今後の地域経済を考えるシンポジウム」について

資料3 新旧対照表(素案)

資料4 「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定に向けた提言(案)

参考資料 第4回世田谷区産業振興基本条例検討会議議事録

(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例素案に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和3年6月25日(金)~7月16日(金)

2 意見提出人数及び件数

·意見提出人数:79人

【提出方法内訳】

ハガキ55人、ホームページ21人、封書3人

·意見件数:86件

【内訳】

分類	件数
条例素案の内容に対するご意見	30 件
条例制定に向けたプロセスに対するご意見	1 件
条例改正後のアクションに対するご意見	6 件
地域経済の持続可能な発展に繋がる具体施策のご提案	14 件
商業に対するご意見	4 件
工業・建設業に対するご意見	3 件
農業に対するご意見	3 件
区政全般に対するご意見	7 件
区民生活・環境に対するご意見	10 件
街づくりに対するご意見	5 件

その他、各分野個別意見については、関係所管にご意見をお伝えしました。

3 意見概要及び区の考え方 別紙 1 のとおり

4 名称案提出人数及び件数

·名称案提出人数:45人

·名称案件数:55件

5 名称案概要

別紙2のとおり

(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例素案に対する パブリックコメントの意見概要及び区の考え方

条例素案の内容に対するご意見(30件)

意見の概要

持続可能な発展のためには、そこに住む人の 貧困 の撲滅、 健康と福祉、 質の高い教育、 ジェンダー平等など、人に視点を置いた政策が重要。各分野の方針も、これらの点が明らかになるようにしてはどうか。

条例内にディーセントワーク「権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事」に関する視点があってもよい。区民、在勤者にこの視点が確保されていなければ、持続可能な発展といえないのではないか。

「地域の経済発展と社会課題の解決をめざし、持続可能な発展をはかる」という基本方針には賛同。また、地域経済を担う産業に商業、工業、農業、建設業、福祉、教育を明示している点は、世田谷区産業振興条例より範囲が明確になり賛同。

一方、区や公益法人による社会課題の解決が行き届かないことがある。そのために活動している区民による NPO、一般社団・財団法人がある。これらの活動も地域の持続可能な発展に寄与しているとみなせるものは、条例にもとづき区が支援できるように明記すべき。

地域の医療・介護を担う介護事業、医院・病院や医療従事者の役割は、生活基盤であり社会課題解決にも必要なので、「事業者の役割」「区民等の役割」 に明記してもらいたい。

豊かな区民生活を持続可能に発展させるため、区民の活躍を促進することが必要。行政自治体だけではできない。そのためには、区民による地域コミュニティを発展させる必要がある。

地域コミュニティに区民が参加する機会を創出する活 項を規定しています。ご意見は今後の施動や、人的なつながりによる支援を促す活動について 策の参考とさせていただきます。

区の考え方

本条例改正は、SDGs の理念を踏まえた 検討を進めており、ご意見の内容は重要 な視点であると考えています。今後の改正 条例案の検討や施策の参考とさせていた だきます。

基本的方針の一つである「誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。」がディーセントワークにつながるものと考えます。ご意見は今後の改正条例案の検討や施策の参考とさせていただきます。

ご意見のとおり、区における NPO の活動は、地域経済の持続可能な発展に向けて大変重要な要素であると認識しています。本条例では、事業者を NPO や一般社団法人等を含む「区内に事業所を有し、区内において事業活動を行う法人及び個人」と定義し、区の責務として中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人への支援その他必要な施策を講ずる」としています。

分野別方針では、介護や医療を含む「多様な産業の振興を図るものとする」と定めています。この方針を踏まえて、地域経済の持続可能な発展に向けた取組みを行っていきます。

地域経済の持続可能な発展のためには、 区民の理解と協力が不可欠であると考え ていることから、今回の改正素案には、そ の実現に向けて区民に協力していただ〈事 項を規定しています。ご意見は今後の施 策の参考とさせていただきます。 条例に基づいて区が支援することとして明記してほし *ا*ا،

地域経済の実態が明示されてない。地域経済の持 続的発展の問題点がはっきりしない。

区民一人ひとりの問題点は何なのか。改正のポイント が区民の理解と協力とあるが、課題が全く判らない。 行政として、具体的、目に見える化、活字化で問題 点をあげ、事業者側の問題点は何か。ビジョンだけで は、意見も述べられない。

条例において地域経済に関する基本的な 考え方を定め、その上で、地域経済の持 続可能な発展に関する具体的な施策の 策定及び実施につなげていきます。

「(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条 例(素案)」が何をしようとしている内容なのか、理解が 難しい。もっと分かりやすくして欲しい。

基本的方針の内容に、グローバルスタンダードであるべ き。「人権の尊重」が含まれてないので、SDGsの達成 の視点からも言及すべき。

新たな条例の趣旨や内容等について、改 正条例の制定時及び制定後も分かりや すく説明するよう努めていきます。

何を具体的にめざすのか理解に苦しむ。省エネ、省ご み、減プラスチックなど具体的に進めた方が良い。持続 性を重視した消費生活やエシカル消費など具体的な

人権に関する考えは、第 3 条(基本的 方針)の(2)及び(4)に包含され ていると考えています。ご意見は改正条例 案の検討の参考とさせていただきます。

取組みを打ち上げてほしい。 ただきます。

条例において地域経済に関する基本的な 考え方を定め、その上で、地域経済の持 続可能な発展に関する具体的な施策の 実施につなげていきます。ご意見を関係所 管と共有し、今後の施策の参考とさせてい

「持続可能な発展」ではな〈「持続可能な開発」に訂 正することが不可欠。「われら共通の未来」や SDGs における持続可能な開発の概念とは想定自体が違 う。

産業振興に主眼を置いた現行条例の見 直しにあたりましては、SGD s の理念を参 考にしつつ、地域の経済発展と地域や社 会の課題解決を両立する社会の実現を 目指し、地域経済を持続可能な形で発 展させていくことを目指していきたいと考え ています。

「エシカル消費」を無理に使ってもわからないかもしれな い。基本的方針の4つ目は「持続可能性を考慮した 事業活動や人、社会、理解に配慮した消費行動」と したらどうか。

事業者の責務について、突然商店会費を払えとはあ まりにほほえましい。「よそもの」は断じて活躍させないと いう決意のようだ。区民等の「等」とはだれのことなの か。

エシカル消費については、かっこ書きで分か りやすいよう記載しております。また、条例 の文言や表現について、意味や意図をわ かりやすく説明していきたいと考えていま す。区民等は、区民及び関係機関(関 係機関は第 2 条で定義)を示していま す。

漠然として具体性に欠けている。持続可能な活動を一 していくためには、無駄な消費を無くし、環境に負荷の一 かかるような製品を「作らない、使わない、捨てない」と「続可能な発展に関する施策の策定及び

条例において地域経済に関する基本的な 考え方を定め、その上で、地域経済の持 いうことが前提なので、そのことが分かる内容にして欲しい。そのための基準作りを具体的且つ早期に進めていくべき。

実施につなげていきます。指針や施策の 策定において、具体的な取組みについて 検討してまいります。

「持続可能な発展」とあるが、発展の定義はなにか。

地域経済の持続可能な発展は、地域の 経済発展と地域や社会の課題解決を両 立することであり、そのことが豊かな区民生 活の実現につながると考えています。

第4条第5項で、福祉や教育に言及しているのは素晴らしいと思うが具体例がない。

第4条第3項の農業の多面的機能の例示部分、「都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出」の直後に「、福祉や教育との連携」と加えると、これから一層農福連携に取組む区の姿勢とも一致しており頼もしく感じる。

条例において地域経済に関する基本的な考え方を定め、その上で、地域経済の持続可能な発展に関する具体的な施策の策定及び実施につなげていきます。ご意見は改正条例案の検討の参考とさせていただきます。

世田谷の産業振興に「持続可能な発展」の視点が盛り込まれたことを評価する。社会課題への取組みが事業者への責務に取り入れられたことなど、街がポジティブにつながっていく未来を想像して明るい気持ちになった。区民生活への影響だけでなく、ツーリズムやESG投資の視点からも国内外から世田谷が注目されるきっかけになると感じた。

今後の地域経済の発展には、非経済的な価値(多様な働き方や環境への配慮など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきたような価値観)にも重きを置いた取組みが重要であると考えています。より良い条例となるよう、さらなる検討を進めていきます。

「地球の持続可能性につながる地域経済の発展」という視点を盛り込んでほしい。現状のものは、持続可能性への配慮が地域経済に限定されている印象。地球規模に影響することへの意識と地球規模の持続可能性への配慮が示されるべき。前文や条文に加えることが望ましい。

ご意見は改正条例案の検討の参考とさせ ていただきます。

区民のエシカル消費推進のためにも、事業者への責務に「事業展開にエシカルな商品やサービスを提供する」という内容を明記してほしい。

ご意見の内容は、第6条第1項の「持続可能性を考慮した事業展開」に包含されると考え、各事業者が特性や事業内容に照らして取組みを検討していただくことが重要と考えています。今後の改正条例案の検討の参考とさせていただきます。

条例案に賛意。多様化する社会の中、仕事や生活のあり方も多様化している。地域産業は、区民生活に直接・間接結びつくこと、また地域への貢献と、逆に地域住民から理解と共感を得る相互作用が大切である。これがコミュニティを支える基盤だと考える。アフターコロナを考える上で、建設業が災害時のエッセンシャルワーカーとして位置づけられた条例案は画期的であ

より良い条例となるよう、更なる検討を進めてまいります。

る。また持続可能な全体的な視点を網羅している点 でも画期的である。条例の名称も賛成。 世田谷区が「地域経済の持続可能」を目指す条例を 本条例における事業者は、法人に限定せ 作るのであれば、法人格といった形に縛られず、小さな ず「区内に事業所を有し、区内において事 商いで地域に根を張る事業所を応援するような条例 業活動を行う法人及び個人」と定義して います。中小企業や小規模事業者等へ を望む。 の支援も講じていきます。 第6条第3項について、事業者以前に、商店会がこ 事業者の集合体である各種団体等にお の画期的な条例に即した活動を行うことを明示的にし いても、本条例に掲げる理念に基づき取 たうえで、事業者への記載があるべき。 組みを進めていただくことが必要と考えてい ます。なお、各団体は、本条例第 2 条で 定義する「関係機関」に含まれ、第7条に おいて地域経済の持続可能な発展に向 けた理解と協力を定めています。 今回の改定は、従来の枠組みを超えて、経済的価 より良い条例となるよう、更なる検討を進 値と非経済的価値の両立を通して地域経済の持続 めてまいります。 可能性を見据えている点が大変すばらしい。またその 変容に際して、広く区民に理解と協力を促す点も、協 働と参画を標ぼうする世田谷区政にふさわしい内容。 第1条について、「~、 地域の経済発展並びに地 | ご意見は改正条例案の検討の参考とさせ 域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持一 ていただきます。 続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に 寄与することを目的とする。」の 部分に「地球的視 座で持続可能性を念頭に置き、」という一文を追記 し、この条例が、SDGs の達成に向けた世田谷として の運動の一部であることを明示すべきである。 第 3 条(4)について、冒頭部分に、持続可能性 地域経済の持続可能性を考慮しつつ、 が何の持続可能性を考慮したものかをしっかりと明記 事業者がそれぞれの取組みを進めていくこ すべきである。自社事業の持続可能性にとどまるよう とが重要と考えています。ご意見は改正条 な解釈の余地を残すような記載は、本条例の趣旨に 例案の検討の参考とさせていただきます。 添わない。 第4条(5)について、前の条例からの継承性は重 ご意見は改正条例案の検討の参考とさせ 要であるが、現時点において、福祉や教育などを、前していただきます。 各号の「ほか」という扱いは、本条例の趣旨に添わな

い。よって、この(5)は(1)として先に、特筆すべき産業の羅列を、「ほか」という表現を用いないで併記するか、もしくは各種統計において、ファクトにそった順

列での記載を行うべき。

第5条第2項について、市民活動主体は非営利活 動法人格を取得している団体に限らないため、各種 の条例趣旨に賛同する活動主体への支援とすべき。

ご意見は改正条例案の検討の参考とさせ ていただきます。

第5条第3項について、この条項の記載内容は、従 来の商業振興の枠を超えた画期的な内容であるがゆ えに、区役所内の部署間の横断的連携も明記すべし、部署間の連携が前提となっています。

「区の責務」は、条例担当所管だけでな 〈、世田谷区全体で推進してい〈ものであ

基本的方針について、第3条に(5)として下記を 追加。

第3条(5)先端技術の活用や、区民からのニー ズを反映した、事業者自らの創意工夫による世田谷 発の新たな商品・サービス創造の推進を図ること

<理由> 世田谷区産業振興基本条例では、(基 本方針)に「事業者自らの創意工夫及び自助努力 を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えら れた区民生活の向上を図るため」との文言がありま す。ここに記された「事業者自らの創意工夫」「創造」 といった文言は新しい条例の基本方針においても是 非とも継続していただきた〈、上記を追加するもので す。

第6条第2項において、事業者の責務と して「事業者自らの創意工夫」等について 定めています。ご意見は改正条例案の検 討の参考とさせていただきます。

分野別方針について、第4条(5)を下記の文言 に変更。

第4条(5) 前各号に掲げるもののほか、各種サー ービス業、情報通信業、医療、福祉、教育など多様| な産業の振興を図るものとする。

<理由>世田谷区では、商業、工業、農業、建設 業、福祉、教育以外に、様々なサービス業、IT、医 療など、広範な分野の事業者が活動しており、多様 性としてそれを反映した表現にするものです。

ご指摘のサービス業や IT、医療なども世 田谷区の重要な産業であると認識してお り、分野別方針における「多様な産業」に 包含されるものと考えています。

事業者の責務について、第6条に「社会に役立つ商 品・サービスの提供」を追加。

第6条 2 事業者は、自6の創意工夫及び自助努 力により、経営基盤の強化、社会に役立つ商品・サ ービスの提供、誰もが働きやすい職場環境整備、人 材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努めるも のとする。

<理由>事業者の責務の基本は「社会に役立つ商 品・サービスの提供」であり、地域経済の持続可能な 発展には必須と考え、これを追加。

ご意見は改正条例案の検討の参考とさせ ていただきます。

新しい素案は自分ごととして捉えることのできる身近な内容であり、かつわかりやすい内容にうれしくなった。コロナ以前から自分のできる範囲でエシカル消費に努め、周りの世田谷区民に知ってもらいたいと、インスタグラムで情報発信を始めている。また地域のごみ拾い活動をママ仲間としている。さらには、世田谷区内でコンポストコミュニティを作りたい。区内にあるさまざまな子育て団体やネットワークをつなげて、それを知らない人々に届けたい。そのような気持ちを第7条がくみ取り、応援してくれている気持ちがして、より世田谷愛が強まっている。

地域経済の持続可能な発展には、条例 第7条で掲げる区民の理解と協力が重要であると考えています。改正条例の周知 を含め、豊かな区民生活の実現に向けた 取組みを進めていきます。

条例制定に向けたプロセスに対するご意見(1件)

意見の概要

条例の問題点を指摘して問えば意見の応募者も多く 良い条例が出来る。世田谷区は移民の区と言われて いるが、状況を把握した区政を願う。区は何をやるの か、ベースを作成するのもよいが、実行を願う。

区の考え方

意見募集の方法を含めたご意見を今後の 施策の参考とさせていただき、具体的な施 策実施につなげていきます。

条例改正後のアクションに対するご意見(6件)

意見の概要

現行の条例に基づ〈取組みについて、その目的を果たせたのかどうかの分析、評価結果はあるのか。ある場合は、その結果と共に新しい条例の素案を示さないと、この素案で示された方向性が正しいか判断できない。また、この素案の目的や方針が将来、達成できたかどうかの評価、判断はするのか。目的達成判断の客観的な指標や評価の仕組みは必要であり、それについても素案に示すべきである。

そういった意味では、素案第8条の「必要に応じて」は不要であり、評価や見直しは常に必要であると考える。

区の考え方

現行条例は、第 4 条による商店会への加入促進など、一定の効果があったものと考えております。条例の評価や見直しに関するご意見は改正条例案の検討の参考とさせていただきます。

新条例の周知徹底。

広報のみならず、職場・学校などあらゆる場で取り上げる機会を設けてほしい。区長のビデオメッセージなども有用。

改正条例をわかりやすく周知し、区民や 事業者等に理解していただくことは、大変 重要であると認識しております。ご意見は 今後の施策の参考とさせていただきます。 諸施策の利用時における、同方針の順守・取組み状況のチェック実施

区の補助金や融資・諸施策の利用・申請時においては、同方針に沿った活動をしているか、責務を果たしているか等のチェック条項を設け、満たしていない場合には欠格要件とすることを提案する。

ご意見は改正条例案の検討や今後の施策の参考とさせていただきます。

SDGs は今や世界的な流行語。東京 23 区で一番 多い人口の世田谷区が率先して運営すべき。特に、 区民一人一人の理解と協力が大切。

- ・具体的なゴール、目標の明示。
- ·いつまでに、何を、どのように、の明確な実行計画の 策定。
- ・現在の中高生からの提案採用。

条例の趣旨に賛成。

世田谷区の実態把握 課題 原因調査 対策案 見直しを踏んで中身のある条例にしてもらいたい。 地域経済の持続可能な発展のためコアとなるのは、人口ビジョン、女性のホワイトカラーの職場作り、インフラ、災害対策、デジタル化など。

持続性確保について、基本は区民が幸せかということ。子どもが大きくなってもやはりこの区で住みたいと思うこと。

誰もが~多様な働き方の実現について、大学とコラボで「世田谷区をこんな街にしてみたい」研究をやってもらう。世田谷区で起業しやすいように企業・大学・行政・市民の共創システムを作る。

地域や社会の課題解決について、共生の家や子ども 食堂、地産地消のサイクル作り、元気なシニアの活 用、地域の教育力の充実。

エシカル消費について、子どもたちへの啓蒙活動が大切。

地域行事等での呼びかけ、樹木の保護・維持。

循環地区世田谷モデル条例について、イメージイラストなどを用いて区民に伝わるように提示していくとよい。条例が制定された以降も区民の意見や相談を受ける場所を確保するなど、その後の動きがわかるような発信を検討してもらいたい。

本条例の趣旨を踏まえた取組みを進める にあたり、区民の理解と協力は大変重要 であると考えていますので、ご意見を今後 の取組みの参考とさせていただきます。

豊かな区民生活の実現に向けて、様々な主体の取組みを促進していきたいと考えています。ご意見は改正条例案の検討や今後の施策の参考とさせていただきます。

改正条例の制定時及び制定後も、新たな条例の趣旨や内容、取組み等を分かり やす〈説明するよう努めていきます。

地域経済の持続可能な発展に繋がる具体施策のご提案(14件)

意見の概要

「社会」「環境」「エシカル」などの抽象的な言葉だけでは なく、省資源・省エネルギー、廃棄物・ごみの削減、食 品添加物・農薬の削減、人権に配慮した製造・流通・ 消費、自家用車の使用の抑制、地産地消の推進、公 園・街路樹の拡大、商工業の新業態づくり支援など、 具体的な取組み施策を記述すべき。

区の考え方

本条例は、地域経済の持続可能な発 展に関する基本的な考え方を定めるも のです。地域経済の持続可能な発展に 向けた取組みは、指針や施策の中で具 体的に定めてまいります。

企業の長命化に向けた支援の強化明記

地価・家賃等が高い世田谷区における投資負担・リス クは極めて高く、硬度の高い起業、そしてその持続を促しだきます。 していく必要があると考える。区の責務の事業者への支 援について、起業だけではなく 起業後数年間のフォロ ーアップ 長寿企業の表彰・持続の秘訣等のインタビュ −公開、など、「続く」ことを意識した支援が求められてい

ご意見を関係所管と共有し、改正条例 の検討や今後の施策の参考とさせていた

模範企業等の継続的な紹介・表彰

この条例の趣旨に合致した模範となる企業や団体を毎 年取り上げて紹介または表彰することで、多くの区民の 活動の参考に資することになる。紹介等をされることを 目標とする企業等が増えることも、活動の活発化・高 度化につながる。

ご意見を関係所管と共有し、今後の施 策の参考とさせていただきます。

せたがや Pay など、有益な事業を行なっているにもかか わらず、商店会に参加していない事業者がその事業を 正しく認知していないケースが見られる。特に 区内では コンビニ FC オーナーが地元生活のインフラとして活躍し ていることから、FC オーナーの参画を促す施策を盛り 込んではどうか。

区内では特に二子玉川地区に経済活動が集積してお り、それ以外の地区では 経済活動の拠点にとぼしい。 産業展などを積極的に開催して、交流を促してはどう か。 区民会館等が若い世代に活用されていないように 感じる。改めて設備投資し、経済活動の活性化にも つなげてはどうか。

せたがや Pay につきましては、加盟店舗 |数の増加に向けて事業者への案内や説 明を行っています。フランチャイズ店につき ましても、せたがや Pay を導入し、地域 経済の活性化につながるよう、積極的な 加盟に向けた取組みを進めています。

世田谷区では、多様な人材の交流等に より産業活性化を図る「SETAGAYA PORT」や、区内産業や事業者の活動 の発信等を行う「せたがや産業フェスタ」と いった取組みを行っています。また、ビジ ネスマッチングイベントへの出展料補助を 行い、区内事業者の企業間取引の機 会拡大にも努めています。ご意見は今後 の施策の参考とさせていただきます。

区内にリモートワーク、コワーキングスペース、その代替と | 多様な働き方の実現は、今後の地域経

なる喫茶店などが乏しい。そのような事業を促進する施 策を盛り込んではどうか。

済活性化に向けた大変重要な課題であ ると認識しており、そのための環境整備を 図ることが重要と考えています。ご意見は 課題解決に向けた施策の参考とさせて いただきます。

ブロックチェーンで発行したブランドポイントとNFTで世田 谷区の盛り上げを図ってはどうか。例えば、世田谷区限 定で、加盟した店舗やコミュニティそれぞれの特徴あるポ イントをブロックチェーンで発行したり、エシカル消費分野 で、マイバッグやリサイクルなどを世田谷エコポイントと し て配るなど。

ご意見は課題解決に向けた施策の参考 とさせていただきます。

ベンチャービジネスがより活動しやすい環境整備を求め る。スタートアップ向けの安価な職住一体・近接型物件 の充実やテレワークの拡充に見合った環境整備など。ましず。ご意見を今後の指針や施策の参考 た、地方法人税についても、テレワーク時代に沿った算 出方法の制定を国に要求する。区の入札に区内ベンチ ャービジネス向けの枠を設け、育成に役立てるとよい。

起業の促進は、地域経済の活性化に 向けて重要な課題であると認識していま とさせていただき、事業者が活動しやすい 環境整備を進めていきます。

世田谷区の小学生、中学生、高校生などが SDGs を | ご意見を関係所管と共有し、具体的な 実践するような仕組みが必要であると感じる。 エシカ ル消費 ゼロ・ウェイスト アップサイクル フードロス クリーンエネルギー 地産地消 パートタイム・ベジタリ アンなど、子供たちが自ら SDGs での社会貢献、地域 貢献が可能です。地元地域の子供たちへ小さなことで も良いので SDGs を実践させるような取り組みを始めた ら良い。

施策検討の参考とさせていただきます。

環境配慮、地域共生などのコンセプトに即した起業案 | 基本的方針の一つである「誰もが自己の を募集し、受賞形式で起業助成(不動産や資本の 助成)を行うことで、資本や経験のない者でも起業機 会が得られる。

個性及び能力を発揮することができる働 きやすい環境を整備し、起業の促進及 び多様な働き方の実現を図ること。」の 実現に向け、今後の施策の参考とさせて いただきます。

空き家空き店舗の有効活用、地域コミュニティの活性 化や確立、環境配慮、資本のないものへの起業機会 の確保が新しい地域経済の持続可能な発展として育 まれていくことを願う。

一ご意見を参考とさせていただき、地域経 済の持続可能な発展に向けた施策を進 めていきます。

地域通貨の導入により、地域経済循環や横断的連携|世田谷区では、令和3年2月より地域 が強化され、災害時の連携構築ができるのではない | 通貨「せたがや Pay」を始めました。加盟 か。

店舗の更なる増加や様々な取組みによ

SDGs もだが、地域の事に関して、もっと一般事業者が 教育のできる場所作りをしてもらいたい。区がしっかりとし たリーダーシップを発揮するべき。

ご意見は今後の施策の参考とさせていた だきます。

り、地域経済の活性化を図ってまいりま

商店街とソーシャルビジネスをつなぐ、という内容を強化 する必要がある。例えば、 商店街で空き店舗が目立 っている。空き店舗の所有者に区や産業振興財団が 働きかけて、ソーシャルビジネスの入居につなげる。 店街の事務局を担う若手人材が不足している。商店 街へ区や産業振興財団が働きかけて、商店街の事務 局機能をソーシャルビジネスの主体へ委託していく。とい った項目を追加してはどうか。

商店街の活性化とソーシャルビジネスの 推進は、条例改正における重要な要素 となっています。商店街とソーシャルビジネ スをつなぐという視点を、今後の施策の参 考とさせていただきます。

商業に対するご意見(4件)

意見の概要

世田谷ボロ市は上町地区において大きな商業イベント だが、歴史的経緯で日付が固定されている。区として 曜日調整を試みる、より大規模な交通規制を盛り込しいただきます。 む、区内事業者の参画をより活性化するなど、文化遺 産としてだけでなく、具体的な産業振興に繋げられな いのか。

区の考え方

す。

ご意見を関係所管と共有し、産業振興 の観点からも今後の施策の参考とさせて

区内には世田谷市場があるにもかかわらず、区民はそしご意見は今後の施策の参考とさせていた の存在と関わる機会が少ないように思われる。産業振 興の観点から、その存在意義を定義し直すべきではな いか。

| だきます。

商店街の中にある商店で未だに商店街(振)に加盟し ない商店があり残念。チェーン展開している店や外国人 経営の店が未加盟のようだ。商店街に店を構えるなら ば地元組合に加入して、協力すべきだと思う。街灯は、 その恩恵を受ける一つ。

商店街の活性化は、地域経済の発展 のみならず、区民の社会生活を支える観 点からも大変重要であると考えていま す。ご意見は今後の施策の参考とさせて いただきます。

区内でも地元商店の閉鎖が多くなっている。将来を見 据えて巨大スーパー等の新規オープンに規制をかけるべ き。地域経済の持続可能な発展とは商店街の存続で はないか。その為にも、地元商店だけで使えるプレミアムーす。ご意見は今後の施策の参考とさせて 商品券の充実が必要。

商店街の活性化は、地域経済の発展 のみならず、区民の社会生活を支える観 点からも大変重要であると考えていま いただきます。

工業・建設業に対するご意見(3件)

意見の概要	区の考え方
建設業は区民生活にとって重要な産業。	建設業は、生活基盤を支え、区民の安

全安心を守る観点から、本条例第3条 (4)に建設業の振興を位置付けいて いるところです。 桜新町駅周辺には準工業地域があるが、調和した状一ご意見は今後の指針や施策の参考とさ 況と言い難い。具体的な ビジョンの更新が必要ではな | せていただきます。 いか。 風水害による被害が多くなっている近年において、区の「区民の安全・安心な生活を守る建設業 風水害対策は喫緊の課題である。インフラ整備、迅速しの振興は重要な視点であると認識してい なインフラ復興に地元の建設業者の協力は必要不可します。ご意見を関係所管と共有し、今後 欠であると考える。地元の建設業者の育成、事業継続 の施策の参考とさせていただきます。

が行われるような政策を区政に反映させてほしい。

農業に対するご意見(3件)	
意見の概要	区の考え方
区役所、各支所前の広場に週末に近在農家の農産	農業振興も地域経済の持続可能な発
物の「市」を開き、区民と農家のコミュニケーションと連帯	展に向けて重要な課題であると認識して
感を熟成させる。緑と空地、ベンチの保持。	います。ご意見は今後の施策の参考とさ
	せていただきます。
農業振興を図ってほしい。農業を続けられる環境を整	農業振興も地域経済の持続可能な発
えてほしい。この 30 年間に農地や空地、植木畑が激	展に向けて重要な課題であると認識して
減。税制を見直し(農地の方が有利に)、計画的に	います。ご意見は今後の施策の参考とさ
若者の転入を図る。補助金を出すなどして農業の振	せていただきます。
興、畑の拡大を図ってほしい。緑の確保と産業の振興	
を両立してほしい。	
区内には多くの小規模な農地があるが、ほぼ放置され	農地の保全や活用につきまして、ご意見
ているとみられるものも多い。これらについて、具体的な	は今後の指針や施策の参考とさせていた
活用策を見出すべきではないか。	だきます。

区政全般に対するご意見(7件)

意見の概要	区の考え方
飲食店がある為静かな住宅地に音やごみ等の問題が	産業の振興と良好な住環境の両立は、
発生している面も考えるべき。世田谷区は商業街化す	重要な課題であると認識しています。ご
る必要はなく、静かな住宅街に戻るべき。持続可能や	意見は今後の施策の参考とさせていた
再生は不要。街を住宅や緑に戻すべき。人口減少、	だきます。
高齢化は悪い事ではなく、自然に戻るべき必然な理由	
であり、これ以上は望まなくても良い。	
地域産業の持続性という点で、区役所が運営する施	今後は、持続可能な行財政運営がより
設でも考えてもらいたい。箱モノ行政と言われぬように、	一層重要度を増すものと認識していま
経営の視点でも行政運営に取り組んでもらいたい。区	す。ご意見を関係所管と共有し、今後
民利用施設が赤字経営とならないような工夫を。本庁	の施策の参考とさせていただきます。
舎の改築も予定されているので、税金で赤字施設を生	
み出さぬようお願いする。	
英国ウィンブルドンの街の美しさ。もう手遅れだろうか世	ご意見を関係所管と共有し、今後の施
田谷区には。農のある街、緑地、公園の多い街は。二	策の参考とさせていただきます。
子玉川と三軒茶屋は商の地域。その他は花のある御	
庭付戸建が多く、低層マンションに。そして学校。アカデ	
ミックに。高額納税者に魅力ある地域まだ間に合うか	
も。	
子ども達がずっと住み続けたい町、継続できる町に。地	豊かな区民生活の実現に向けて、地域
域経済の活性化は望むことだが、環境破壊はもうやめ	経済の発展と地域や社会の課題解決
てほしい。	の両立を推進していくことが重要と考え
	ています。
高齢者福祉、低所得者失業対策、動物福祉の問題	多様な視点で課題を捉え、様々な連
解決の連携が容易になれば、それぞれの解決だけでな	携を促進していくことは、課題解決への
〈「基本的方針」に寄与することになると思う。	重要な要素であると考えています。 ご意
	見は改正条例案の検討及び今後の施
	策の参考とさせていただきます。
区の職員、区議会議員等の給与、ボーナスの一部を、	ご意見を関係所管と共有し、今後の施
世田谷区共通商品券やせたがやPayで支払い、区内	策の参考とさせていただきます。
での消費を促す。 せたがや Pay のカンフル剤にもなる。	
祖師谷のように「子供の物語り」ウルトラマンセブンを利	ご意見は今後の施策の参考とさせてい
用しないでほしい。	ただきます。
自分たちでひとつひとつ仕事をつみ上げほこりある町はつ	
くらなくてはいけない。	
自分たちは何を示すのか、その事を仕事の中で見せて	
ほしい。	

区民生活・環境に対するご意見(10件)

意見の概要

生ごみ減量のための生ごみ処理機械購入の補助や生 ごみポストの設置等。食を通したつながりの場(公民館 に子ども食堂的なもの)をつくる。

区の考え方

ごみの減量は、SDGs の実現につながる ものと考えています。ご意見を関係所管 と共有し、今後の施策の参考とさせてい ただきます。

駅前周辺の空家、空地を有効利用できるように、家 主・地主へ働きかけられる条例を考えてもらいたい。子ど も・高齢者の日常として「公」の場で楽しく過ごせる時 間、空間があれば犯罪も減り、次世代を担う子ども達 の人間的成長も「区」「公」が「力」になれると思う。特 に、若い技術者、アーティスト職人が腕をみがき生活を ささえる糧となりながら地域の人々に還元できるような地 域になればと思う。

誰もが自己の個性や能力を発揮するこ とができる環境整備に向け、ご意見は今 後の施策の参考とさせていただきます。

世田谷区で使用する公的な電力をすべて再生可能工し世田谷区では、令和2年に行った「世田 ネルギーに交換する、ソーラーパネルの普及支援を積極 的に行う、世田谷区の公用車をすべて EV にする、EV 充電スタンドの普及支援を積極的に行う、公的施設に ソーラーパネルを積極的に装着、区民に対し再生可能 エネルギーで作った電力に切り換えるための支援を積極 的に行う、区としてのカーボンニュートラルの達成を 2030年までとして、その方策、ロードマップを公表する。

谷区気候非常事態宣言」において、2 050年までに二酸化炭素排出量実 質ゼロを目指すことを表明しています。再 生可能エネルギーの普及等は、カーボン ニュートラルに向けて重要な要素であると 認識しています。ご意見を関係所管と共 有し、今後の施策の参考とさせていただ

企業で販売する食用油を牛乳パックで販売し、プラスチ ックごみを減らすとよい。

ごみの減量は、SDGs の実現につながる ものと考えています。ご意見を関係所管 と共有し、今後の施策の参考とさせてい ただきます。

世田谷区から出た生ごみと廃油、燃やすごみ、衣類な どで持続可能なモノを創造する。

燃やすごみは粉砕し、焼却所やお風呂屋のボイラーな どで燃やし、その灰と食用油やエンジンオイルの廃油などしただきます。 を混ぜてごみ炭を作り、アウトドア用品もしくは、暖炉な どの薪代わりに使用できる。

生ごみは、卵のカラ以外は発酵させ、液状にして肥料に 混ぜて売る。

卵のカラは粉にして固め、チョークを作り近隣の各国に 売る。

衣類などはリメイクをして、海外に売り出す。

農業から出た規格外品や廃棄物などは、腐る前にクレ ヨンや粘土の色付けの資源などに使用する。

ごみの減量は、SDGs の実現につながる ものと考えています。ご意見を関係所管 と共有し、今後の施策の参考とさせてい エシカル消費につながる生ごみの堆肥化を区がサポート して欲しい(補助金や回収など)。焼却費用が削減 できて、CO も抑えられるので環境にもよい。緑化にもつ ながる。

ごみの減量は、SDGs の実現につながる ものと考えています。ご意見を関係所管 と共有し、今後の施策の参考とさせてい ただきます。

大学やビルの屋上を利用したハチミッ作りをしてはどう か。壊れた道具を身近な場所で修理し、何度も使い続 けられるようにする。各地区会館などに修理してリユース できる場を作る。リユースに協力する企業や商店を優遇 する方法(例えば地域通貨を配布)を実行する。

ご意見を関係所管と共有し、今後の施 策の参考とさせていただきます。

地域経済の持続可能な発展をする場合、環境配慮を 中心として考えていくべき。2030 年までに CO2 削減 目標を 62%へ引き上げる。例えば、電力エネルギー資 源を地域内で循環させる、自動車の補助金を出す、 生ごみのコンポスト処理を進めるなど。

ご意見を関係所管と共有し、地域経済 |に関する今後の指針や施策の参考とさ せていただきます。

人や社会、環境に配慮したエンタテイメントビジネスを起|ご意見は今後の施策の参考とさせていた こし、日本で一番のエンタメ都市になれるのは世田谷だ けだと思う。

だきます。

人間の過度な活動が環境を壊し、コロナを蔓延させて いる現状をどの様に抑えていくべきかの議論をしっかりす るべきではないか。【 環境改善と多様性を先駆けて推 進し、緑溢れる安全で暮らしやすい世田谷区」であっ て欲しい。

世田谷区では、令和 2 年に「世田谷区 気候非常事態宣言」を行い、持続可能 |な社会に向けた取組みを進めています。 本条例改正においても、環境配慮等は 重要な視点であると認識しており、これら を踏まえた検討を行っていきます。

街づくりに対するご意見(5件)

意見の概要

分野別方針の課題に農業とあるが、ここ 10 年で近く の区の菜園がなくなり高層マンションになった。各地の 菜園や空地がマンション化した。結果、自家用車が ふえ、自転車がふえ、人口がふえ、狭い道が常に渋 滞するようになった。産業の持続と併せ環境整備を 推進してほしい。

区の考え方

ご意見を関係所管と共有し、経済発展と 農地の保全を含む環境保全の両立に向 けて、今後の施策の参考とさせていただき ます。

世田谷区内は映像・演劇・アニメなどの文化情報発 信拠点が多数ある。「区と区民と拠点」が力を合わ せ、情報発信拠点のバーチャル連携と融合をするべ

世田谷区の特性や魅力を踏まえた情報 発信の取組みとして、今後の指針や施策 の参考とさせていただきます。

区の樹「欅」の特性を生かし、川、地下水の制御。 野鳥の渡り道、公園の木陰等、植樹だけでも一巧は あるが、製材後框目の家具、変化モクも工芸品、彫 刻、美術品、樹皮による染色、盆栽とそれぞれ極め

ご意見は今後の施策の参考とさせていただ きます。

るべき深さをもっている。産業、文化、合わせ、文明と	
して、後世に残せる事柄ではないか。	
	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
100 万近い人口を持つ世田谷でどんな未来が描け	ご意見を関係所管と共有し、今後の施策
るか、そのキーワードは自然・共生・連帯だと思う。 三	の参考とさせていただきます。
茶や二子玉の利便性、豪徳寺や松陰神社の歴史	
性と共に、ボロ市や各所に残る畑と直売所に心癒さ	
る。農地と寺社の自然を保護し、自動車の通行制	
限による住み良い世田谷を実施したい。	
区民の未使用地や未開発の土地に『世田谷区なら	ご意見は今後の施策の参考とさせていただ
ではの、品格あるミニゴルフ場(有料施設)』を構築	きます。
し、区民交流の場にすることを提案する。	
'魅力的なミニゴルフ場 'を作ることで周辺の飲食業・	
サービス業・物品販売等、多岐にわたる営業団体、	
民間団体の経済活動もより活性化し、必ずや地域	
全体に「恒久的な利益・即ち持続可能な経済の発	
展」をもたらす。	

その他、各分野個別意見については、関係所管にご意見をお伝えしました。

(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例素案に対する パブリックコメントの名称案概要

感染症予防法

世田谷 HATTEN

世田谷共生条例 SKJ

世田谷未来都市計画:グリーンプラン

持続可能な発展条例

みんなイキイキ条例

地元経済発展条例

世田谷区 SDGs 条例

多数シニア生涯学習参加・実践・提供活用「笑点」の如く

明日死ぬかのように生きるテーマ

子供は持続可能に一番大事な「私たちの未来」です。

CDGs(Community development)(Goal)(setagaya)

世田谷区民の豊かな生活を末代まで続ける条例

あこがれ世田谷持続条例

世田谷区地域社会満足度促進条例

オーソレミー3計画

世田谷ウェルビーイング振興条例

名称意図 区民の心身ともに幸裕な社会を目指す持続可能なテーマ。(=ウェルビーイング) SDGs 条例

世田谷区サステナブル条例

オーソレミーヨ計画

サスティナブル紙業計画

Happiness Pine drink&foods 計画

Psychecledelic Pine 計画

欅ワールド

世田谷おもしろ条例

転ばぬ先の世田谷区

リバース世田谷(再生、生れ変りの意味を込めて)

未来世田谷

世田谷区地域産業の持続・発展条例

世田谷区地域経済の持続可能な開発条例

経済発展と住みよい街づくり

持続可能な発展条例

志を未来へ~せたがやみらい思いやリプラン~

発展リサイクルワールド

リトル・アジア創設

世田谷区地域経済発展デザイン発展条例

世田谷区地域経済ステップアップ条例

世田谷区価値創造と発展条例

自主独立民主の世田谷

からし種・アクション

サスティナブルなくらしをデザイン

リユース法 (リユース推進条例)

「SETSG」(発音:セッテスジー)

せたがや SDGS 条例

世田谷地域循環 ACTION (アクション)

住みよい世田谷循環まちづくり条例

せたがや地域循環まちづくり条例

世田谷の暮らしをみんなで考える条例

世田谷区産業と生活コミュニティの持続可能な発展条例

名称案ではないものや(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例素案に関係のない ものは記載していません。

「今後の地域経済を考えるシンポジウム」について

1 開催日時

令和3年9月27日(月) 18:30~19:55

2 内容

- (1)開会あいさつ
- (2)基調講演「地域経済の現状と今後の展望」: 長山 宗広氏
- (3)(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例の説明:世田谷区
- (4)パネルディスカッション、質疑応答
- (5)閉会

3 パネルディスカッションの概要

(1) モデレーター及びパネリスト

モデレーター:長山 宗広氏(駒澤大学経済学部教授)

パネリスト: 秋元 里奈氏(株式会社ビビッドガーデン 代表取締役社長)

荒木 太郎氏(経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課長)

鳥海 彩氏 (楽天グループ株式会社地域創生事業エリアパートナーシップ推進グループ)

保坂 展人 (世田谷区長)

(2)パネルディスカッション及び質疑等の要旨

以下「要旨」の通り

要旨

テーマ

【コロナ禍等を経て、「地域経済の持続可能な発展」のために今後必要な視点、重要な視点は何か】

- 長山氏 地域経済の持続的な発展にはどのような視点が重要か、そして区が示した4つの基本的 方針をどう捉えるかについてご意見をいただく。
- 荒木氏 地域経済の持続可能な発展を図るうえで、それぞれの個性を活かすことが何よりも重要であると考える。

世田谷区の一番の強みは、東京 23 区で人口が一番多いこと。多様な強みを持つ方が住んでいる、つまりマーケットが多様であるということ。この豊かなマーケットを活用し、エシカル消費などの先進的な取り組みを進め、国内外に世田谷モデルを広〈普及することが重要な視点である。

長山氏 まさに、「産業振興基本条例」という名称を「地域経済の持続可能な発展条例」というかた ちで名称を変更しようと検討している。その意味は、産業振興や産業政策は企業が担い 手となるが、世田谷区の場合は、住民自らがプレーヤーとなり、多様な課題を解決していくソーシャルビジネスを興していくことが含まれており、こうした方向性を示している。

4つの基本的方針は、 多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化、 起業の促進及び多様な働き方の実現、 地域や社会の課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進、 持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費の推進である。この4つの基本的方針をどのように捉えていくのか。

鳥海氏 4つの基本的方針について、企業、区民という属性に拘らず、企業と区民が一体となり取組める方針となっているように感じる。そのうえで、地域経済の持続可能な発展のために必要な視点としては、「攻め」と「守り」のサステナビリィの貢献であると考える。「攻め」の部分は様々なアイディアがある。消費者に対してサステナブルな消費やエシカルな消費などを訴えかけ、ビジネスにつなげていくことは、まさに企業がチャレンジする部分である。楽天においては「Earth MALL with Rakuten」がそうした部分であると思う。

一方で、「守り」のサステナブルな貢献について、二子玉川に通勤している楽天グループ社員には世田谷区民も多いが、社員は国籍も様々で「多様性」という言葉がなければ働いてくれない。これは楽天グループと繋がるサプライチェーンや取引企業においても考えられることである。また、気候変動に対応するという点でも、今後「RE100に加盟していない企業とは取引をしない」という未来が来るということにおいては、「守り」の面でいかに企業がサステナビリティに対応していけるかどうか、そのキーワードが「多様」という部分ではないかと考える。

長山氏 次に、秋元さんより意見をいただきたい。

秋元氏 起業家とエシカル消費について話をしていきたい。

エシカル消費について、荒木さんがおっしゃるように消費者が多くいるということが世田谷区の特徴である。エシカル消費を拡大するうえで重要なことは、地域コミュニティである。どんなに第三者が訴えても、身近な人が行っていることのインパクトには勝てない。既に地域コミュニティがあるところはより強化し、そこにエシカル消費を入れ込んでいくということもあると思う。一方で、単身世帯が地域コミュニティに属していないという課題もあるため、そうした人が地域コミュニティに入っていけるような接点づくりなどが重要になっていくと考える。エシカル消費は昨今の SDGs の流れのように、長期的に広がっていくものだと思うので、身近なところから興味を持つ人が増えると、自然と多くの人が影響されていくようになる。

農業について話をすると、地方の一次産業従事者が抱える課題として、消費地が遠いためコミュニケーションが取れない、ニーズが掴めないなど、自分たちの思いを消費者に伝えることの困難さがある。世田谷区に関しては、少し離れたところに農地がある、街中にポツンと農地があったりするので、接点の持ち方や都市型農業という意味でも可能性があると思う。次に起業家としての視点でお話する。私は世田谷区で創業し、現在は他区で事業を行っ

次に起業家としての税点での話する。私は世田台区で創業し、現在は他区で事業を行っている。世田谷区の起業支援やイベントについて認知はしていたが、起業初期は伴走支援や創業場所を求めていたこともあり、インキュベーション施設のある青山へ移ったという経緯がある。起業家を増やしていくためには、様々な制度や取組みが他の情報の中に埋もれ

ないようにしていくことが必要であると考える。起業家同士のコミュニケーションや先輩起業家との相談といった部分に力を入れていけたら、より多くの人が起業に対して興味を持つのではないか。

長山氏 世田谷区では、「SETA COLOR」と称して、小規模事業者に対するハンズオン支援事業が進められている。そこでは、IT や DX に関する支援が必要となっており、支援の担い手としてフリーランスや IT コンサルタントの方が世田谷には多くいることから、商店街等の従来型のビジネスと「SETA COLOR」のモデルが上手〈マッチングできるような仕組みもできているので、今後注目してもらいたいと思う。

テーマ

【「地域経済の持続可能な発展」のために事業者、区民、行政が果たす役割は何か】

- 長山氏 次に、事業者、区民、行政が果たす役割について、先ずは荒木さんから国の視点でご意見をいただきたい。
- 荒木氏 国が画一的に取組みを行うのではなく、それぞれの地域の個性、強みを活かして質の高い 雇用を生み出していく必要がある。

地方では、質の高い仕事がないためにその地域に住み続けられないという方が多い。そうした地域において仕事を増やして人口を維持すると、住民向けのサービスも提供されると思う。

一方で、都市型の世田谷区では、住んでいる方が主に東京で仕事をしており、住む場所を選べる状況。世田谷区では産業政策も重要だが、世田谷区に住もうと思ってもらうことが世田谷区の強みをより強めるうえで重要である。世田谷区に良いマーケット、テストベッドがあると事業者も集まって〈るのではないか。国、世田谷区、事業者がうま〈繋がり、世田谷区がさらに発展して世界に広がると期待する。

- 長山氏 続いて、楽天グループは世田谷区における地域経済をけん引する大企業であるため、そう した立場からの役割について、鳥海さんより意見をいただきたい。
- 鳥海氏 先ほどお話しした「守り」という部分に繋がると思うが、誰もが予想しえなかったコロナの影響に対して、どう解決すべきか、地域のレジリエントを守り続けられるかという点で、ワクチン接種が一つの手立てであった。災害など区民が困った際に大企業が積極的に地域に貢献し、復興に向けて一歩でも早く進められる手助けをすることが我々の役割であると考える。加えて、「多様性」という部分について、多様な働き方を区民に提供するということも我々の役割の一つである。商品の売り方、支払い方、働き方は一つではない時代になっている。DXを活用して区民が自分らしく働ける、輝けるきっかけをより広く伝え、提供していく。
- 長山氏 事業者の立場からの役割について、秋元さんより意見をいただきたい。
- 秋元氏 我々の事業は、楽天グループが行っている幅広い領域によって変わるのが大きな点だと強く 思った。
 - 「一次産業」と「食」に関して、「食」というのは必ず1日に3回触れるものだが、「一次産

業」となると多くの人には中々接点がなく、興味を持ちにくい領域になる。ただ、「食」という領域まで広げると多くの方に興味や接点がある。私たちは「食」の接点を通じて、生産者の想いを消費者に直接伝えることにより、「食」の観点から一次産業に興味を持つ人を増やしていきたいと思っている。世田谷区の場合は、地産地消の動きや地元で経済を回すことが可能な地域であると思うので、新しい取り組みが増え、支援する動きがあるとより多くの方々の意識が変わってくる。

私自身も、世田谷でお店や商店街のイベントに参加していく中できっかけをもらったことも多くあったことから、事業者が媒介となり生活者と行政にエシカル消費を促すような方々との接点を作れたら良いと考える。

長山氏 最後に、区長から全体を通じてのコメントをいただきたい。

保坂区長 昨年の10月の国勢調査で世田谷区の人口は94万5千人という数字が出ている。これまでは、都心の会社で働き、平日は夜に帰ってきて休息し、週末は地域で過ごすという暮らしが多かったと思うが、テレワークなども広がり、仕事も自分の住むところでしていくようになった。また、仕事を継続していくためには、保育や子育て、小中学校教育、介護など人生の節目に公的なサポートが必要となり、これまでの世田谷区の役割としては産業政策中心というよりも区民の生活をサポートする役割だった。これからは地域生活も仕事も混然一体となり、そこから新しい仕事や生き方が生まれ、コミュニケーションが生まれ、互いが支えあうという姿が生まれていく。そんな地域を目指していきたいと思っている。

区の役割としては、プラットフォームをつくり、秋元さんが世田谷で起業しながら他区に行ってしまったことは残念であるが、秋元さんに続く人達へのスタートアップ支援を敷居を低くしてできるように、産業振興基本条例の改定とともに具体的な場をつくろうと準備しているところである。

鳥海さんから RE100 について言及があったが、世田谷区は自治体の中で最も早く宣言している。長野県で発電した水力発電の電気で世田谷区立の保育園の電気が賄われている。自治体間の電力地域連携を全国で初めて行った。電気だけではなく、名産品やお米、長野県の木で作ったおもちゃを世田谷区にプレゼントしてくれて、世田谷区からは林間学校や夏のキャンプに訪れるといった顔の見えるエネルギー循環が、100 万人規模の自治体がプラットフォームを作ろうとするとどんどん広がっていく。言わば、社会資源が様々な分野で折り重なり探し出せる、こうした仕組みを作り出し、従来型の産業政策を大きくトランフォーメーションさせて組み替えていくことが大事だと思う。

長山氏 こうした条例((仮称)地域経済の持続可能な発展条例)が具体的に区民にとってどのようなメリットがあるのかということをよく聞かれる。先ほどの区長のお話は、区長が変わったとしても、そうした考えが条例という形で継続性を担保できるというところにポイントがあり、そうしたところに条例の意味がある。

パネルディスカッションとしては、これで終了という形になり、質疑応答の時間に入りたいと思う。チャット欄に入力いただいている中から時間の許す限り回答したいと思う。

「世田谷区には多くの商店街がある、今後も商店街の活性化が地域経済の活性化につながると思うか」という質問が来ている。 鳥海さんと秋元さんにこの質問に対して、回答いただきたい。

質疑応答

【世田谷区には多〈の商店街がありますが、今後も商店街の活性化が地域経済の活性化につながると思いますか】

鳥海氏 商店街は、コロナ禍を強みに再復興するといわれている。理由としては、地産地消・マイクロッーリズムという話もあるが、地元で消費、購入する流れができているのと、DX の加速化により商店街でキャッシュレス決済が使えるようになったことにある。

また、商店街を回遊する仕組みも様々な IT 企業が生み出しており、商店街をよりエンター テインメント性をもって回れる仕組みづくりも始まっている。安心安全なものを目の前の店主 から買いたいという流れが来ており、DX の力が商店街を活性化すると考えられている。

- 秋元氏 鳥海氏が言及した、IT 企業が入っていくことによる、より楽しめるエンターテインメント性という点がキーワードであると私も思う。従来の商店街のイメージを覆すような新たな形態の商店街というものが中心になってくると思う。遠出する機会がなくなり、リモートワークが中心となったときに、若い方々が好んで行くような場所や幅広い世代の人に対してアプローチできるような商店街の形が求められるのではないか。そこが地域経済の活性化にも繋がると考える。
- 長山氏 今回の条例改正検討の中では、経済的な価値だけでなく、非経済的な社会的な課題と いうところにも目を向けている。商店街もまさに地域コミュニティの担い手としての役割を求め られている。

次に、「ソーシャルビジネスやコミニティビジネスを広げていくために大切なことは何だと思うか、また多様な働き方で働きやすい環境とはどういうものだと考えているか」という質問があった。こちらは各パネラーより回答をいただきたい。

【ソーシャルビジネスやコミニティビジネスを広げていくために大切なことは何だと思いますか、また多様な働き方で働きやすい環境とはどういうものだと考えていますか】

荒木氏 ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを進めるためには、その地域をよく知っている方がコーディネートになることが重要。

また、多様な働き方のためには、雇用主と労働者が尊重し合うことにより、少しずつお互いに変えていくことが重要であると思う。

鳥海氏 ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを広げるためには、あらゆる利害関係を超えたステークホルダーがパートナーシップを組めるかに関わってくると考える。

社会課題は一つの課題ではなく、複合的に混ざっているからこそ、SDGs も目標が1~17まである。これを一個人、一企業が考えていくことは難しい。様々な区民や企業が複数で力を合わせる必要がある。

多様な働き方に関しては、トップの圧倒的なコミットが必要である。楽天グループもトップが力をもって伝えることで変革してきた。そして、多様な働き方を進めていくにあたり、既存の概念や仕組みを臆さず壊していくこと、新しいことを受け入れていくこと、そのような全体感を持つことが大事だと考える。

秋元氏 両者に共通する部分として、成功モデルの確立だと思う。コミュニティビジネスに関しては、大きくなりすぎると崩れやすくなるため、小さなコミュニティを多く作っていくことが大事である。そのモデルケースを作り、発信していくことの二つが大事だと思う。

多様な働き方についても、事業者において、成功モデルやメリットの事例を伝えていくことが 大事だと思う。

長山氏 世田谷区では、ソーシャルビジネス支援を積極的に行っているため、モデルケースの創出に期待するとともに、それを発信していくことが大事だと感じた。パネリストのご意見を伺い、世田谷区はまさに今の時代に合致している可能性のある場所であると改めて感じた。生産主導の時代は、消費と生産が分かれていたが、現在の資本主義においては、衣食住の近接モデルが重要になり、区民自ら課題を解決するプレーヤーになることで、衣食住の近接モデルを実現しやすい場所であると思う。

産業振興は特定の産業にターゲットを決めて振興するものであるが、世田谷区の場合は、 産業振興から広げて多様なテーマを複合的にとらえ、区民自らも役割を持ちながら解決するプラットフォームづくりがポイントとなる。

上記以外の参加者からの質問や意見内容

《質問》

○持続可能になる = 区民が自分ごととして区政に参加することだと思います。互いの利害関係でつながるのではなく、企業と市民が信頼関係を構築し有用な合意形成をするためには、どんなハードルがあると思いますか。

(区の考え)

地域経済の持続可能な発展のためには、区民の理解と協力が不可欠であり、そのための課題の 一つとして事業者と区民の情報共有があると考えます。区としては、正確な情報発信に努めるとと もに、事業者や区民等の取組みを促すための環境整備を行っていきます。

○これからの世田谷区では、どのような産業が中心になると考えていますか。

(区の考え)

従来からの商業・工業・農業に加え、建設業やサービス業、情報通信業、介護、福祉、医療、教育など、多様な産業の振興が必要であると考えており、世田谷区産業振興基本条例改正素案でも、第4条の分野別方針において「多様な産業の振興を図る」ことを掲げています。

○行政区域を超した領域、あるいは住所としての居住にこだわらない(働く場所など)「地域」の概念が必要だということになるのかと思います。その点を踏まえた「地域」経済も想定した条例を想定されていますか。

(区の考え)

世田谷区産業振興基本条例改正素案では、「区内に在住、在勤又は在学する者」のほか、「地域及びその人々と継続的に多様に関わる者」 = 関係人口も区民として定義しています。 地域経済の持続可能な発展は、関係人口を含めて推進していきます。

《意見》

- ○世田谷区の場合、不動産コストをはじめ、維持コストが高く、起業と事業維持のハードルが高い地域でもあります。スタートアップの支援も大事ですが、高付加価値で広い市場をターゲットにしていく必要があると考えます。そのための市場開発、武器としての DX など総合的に既存企業を強くしていく施策も必要と考えています。
- ○地道な取り組みをしていても、発信力が不十分なというか、控えめな企業や団体もたくさんあります。 そうした企業や団体等をもっと紹介していくことで、新たなネットワークにもつながるのではないかと思います。
- ○社会的課題や社会的問題を踏まえた地域経済振興なのかと理解しています。内発的発展が今後の地域経済の在り方だと思います。経済の担い手それぞれの主体の利害が顕著にあると感じました。 誰が行うではなく、できる人ができることをする、それぞれが補完しあって社会を支えていく、お互い様の関係がないとうまくいかない気がします。

り、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済 の持続可能な発展を推進し、 豊かな区民生活の実現に寄与することを目

新旧対照表(素案)

現行	第 4 回検討会議後の改正素案	区民生活常任委員会(令和3年5月25日)報告時の改正素案
〔名称〕世田谷区産業振興基本条例	(名称)(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例	(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例
	私たちのまち世田谷は、90万人を超える人々が暮らし、国分寺崖線や多くの	│ │私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの∃
	河川、豊かな農地などの貴重な自然環境に加え、ボロ市をはじめとする地域	体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育ん
	の文化、伝統を大切にしながら、多くの個性あふれる商店街を有する寛容で	できた。
	活気あふれる住宅都市へと発展してきた。その良好な住環境と交通至便な立	産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサ
	地環境から、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人一人の主体的な参加や	ービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域終
	行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。	済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担合
	産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たしてきた。	ことで、地域社会の発展に貢献してきた。
	物やサービスのみならず、人材や資本、技術、情報をはじめとする様々な資	しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境
	源の循環を通じて地域に豊かさや賑わい、彩りをもたらすことで地域経済を	の激変、デジタル化の急速な発展や新たな働き方の芽生え、SDGsの理論
	先導してきた。人が学び、人を育成する場、成長や活躍の実践の場としての	の広がりをはじめとした環境や社会に対する意識の高まりなど、地域経済
	役割も担うことで、多様性や専門性 をもたらし、地域コミュニティの核とし	は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成で
	て強靭でしなやかな地域社会の構築や発展にも大きな貢献を果たしてきた。	れるようになり、新たな局面へと入りつつある。
	他方、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、	│ 地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、その重要性が一段と高:
	デジタル化の急速な発展や新たな働き方の芽生え、脱炭素社会に向けた取組	 る中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に
	みの加速、循環型社会やSDGsをはじめとした環境や社会に対する意識の	 きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、:
	高まりなど、これまでの概念や価値観に大きな変革が生じている。地域経済	たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。
	もこれまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成され	 多様なニーズに応じた働きやすい環境や対話ができる場をつくりながら、
	るようになり、新たな局面へと入りつつある。	│ 田谷の産業に関わる全ての主体が各々の役割を果たし連携していくことで
	多様な働き方の進展や生活様式の変化に伴い、地域の重要性が一段と高まり、	│ │ 地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の
	近隣コミュニティが重視される中、区民をはじめ様々な主体が活躍する世田	続可能な発展を推進していく。
	谷は、地域経済発展の大きな可能性を秘めている。私たちは、恵まれた自然	
	環境や文化・伝統等を次世代に引き継ぎ、地域社会課題の解決を図りながら、	
	それぞれのニーズに応じた働きやすい環境や気軽に対話ができる場をつくる	
	中で、互いに支え合う 豊かな区民生活を実現し続ける。そのためには、取り	
	巻く環境の変化を適切に捉えながら、私たち自身が変わり続けなければなら	
	ない。産業の相互連関的な更なる成長に向けて、世田谷区産業振興基本条例	
	を改正し、 従来からの産業振興のより一層の推進に加え、非経済的な価値に	
	も重きをおいた取組みを加速していく。	
	世田谷の産業に関わる全ての主体が各々の役割を果たし連携していくことで	
	新たな価値を創造し、経済発展と地域社会課題の解決を両立する地域経済の	
	持続可能な発展を実現していく。	
目的)	(目的)	(目的)
	第1条 この条例は、世田谷区(以下「区」という。)における地域経済の持	
に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び	続可能な発展に関する基本的な事項を定めるとともに、区、事業者及び区	め、区、事業者、区民及び関係機関の責務や役割を明らかにすることに、

民等の責務や役割を明らかにし、もって豊かな区民生活の実現に寄与する

ことを目的とする。

健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に

寄与することを目的とする。

(基本方針)

- 以下同じ。) 自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、 創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、 事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とす
- 2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に 基づき推進していくものとする。
- (1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場と なるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るもの とする。
- (2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のた め、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。
- (3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区 民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工 業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努し(分野別方針) めるものとする。
- (4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市 の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的 | (1) 商業については、区民の社会生活を支える観点からその振興を図ると な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からそ の振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。

(定義)

- めるところによる。
- 特定非営利活動法人等で、区内において事業活動を行うものをいう。
- 区内に在住、在勤又は在学する者、並びに区に継続的に (2)区民 多様な形で関わる者をいう。
- (3)関係機関 区内において産業の振興を図ることを目的として組織す る団体並びに産業の振興に資する調査研究及び教育を行う機関をいう。

(基本的方針)

- 第2条 産業の振興は、事業者(区内で産業活動を行う者をいう。│第3条 地域経済の持続可能な発展は、次に掲げる基本的方針に基づき、多│第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本的方針は、次に掲げるとお 様な地域産業の横断的及び相乗的な連携により様々な循環を促進し、区、 事業者、区民及び関係機関が一体となって推進するものとする。
 - (1)区民生活を支える多様でレジリエントな地域産業の基盤強化を図るこ
 - (2)誰もが自己の個性や能力を発揮することができる働きやすい環境を整 備し、起業の促進及びフリーランス(特定の企業や団体、組織に専従しな い独立した形態で、自身の専門知識や技術を提供して対価を得る者をい│ 会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取組む事業をい う。) をはじめとする多様な働き方の実現を図ること。
 - 課題の解決に企業経営の手法で取組む事業をいう。)を促進すること。
 - 境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。) の実現を図ること。

- 第4条 地域経済の持続可能な発展に向けた取組みは、基本的方針に基づき、│第4条 前条第1項各号に掲げる基本的方針に基づき、地域経済の持続可 次に掲げる事項を踏まえて推進するものとする。
- ともに、地域コミュニティの担い手として安全・安心な消費生活を支え、 にぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点から商店街の 振興を図ること。また、地域社会との共生及び地域の生活環境の保持のた め、大規模小売店舗の設置者による適正な配慮の確保を図ること。
- (2)工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関 係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用について は、工業振興の観点からその維持に努めること。
- (3)農業については、国等の方針に基づき、農産物の供給源としてだけで なく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な 役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図る とともに、農業の営み及び農地の維持に努めること。

的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定│第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1)事業者 区内に事業所を有する中小企業及び小規模事業者並びに (1)事業者 区内に事業所を有し、区内において事業活動を行う法人及 び個人をいう。
 - 区内に在住、在勤又は在学する者、並びに地域及びその人々 (2)区民 と継続的に多様に関わる者をいう。
 - (3)関係機関 区内において産業の振興を図ることを目的として組織する 団体並びに産業の振興に資する調査研究及び教育を行う機関をいう。

(基本的方針)

- りとする。
- (1)区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化 を図ること。
- (2)誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を 整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。
- (3)地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス(地域及び社 う。以下同じ。) の推進を図ること。
- (3)地域社会課題の解決に向けてソーシャルビジネス(地域社会が抱える | (4)持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費(人、社会及び環境 に配慮した消費行動をいう。以下同じ。) の推進を図ること。
- (4)持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費(人、社会並びに環 | 2 前項各号に掲げる基本的方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体 となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。

(分野別方針)

- 能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、 これを行うものとする。
- (1) 商業については、次のアからイまでに規定する事項を踏まえ、区民の 社会生活を支える観点からその振興を図るものとする。
- ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地 域コミュニティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的 なまちづくりの観点からその振興を図ること。
- イ 大規模小売店舗が地域社会との共生を保持し、及び地域の生活環境を 保持することができるよう、その設置者による適正な配慮の確保を図る こと。
- (2)工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関 係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用について は、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。

- (4)建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全・安心 な生活を守る観点からその振興を図ること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図る こと。

(区の責務)

- めの指針を策定するものとする。
- 2 区は、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事 項を実施するものとする。
- (1) 融資あっせん及び助成
- (2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談
- (3) 人材の育成
- (4) 創業に対する支援
- (5) 勤労者の福利厚生の向上
- 3 融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化に対応したも のとなるようその種類、要件等を設定するとともに、必要に応じ て、利子補給をするものとする。

(事業者の責務)

- 厚生の向上のために自主的に努力するとともに、地域環境との調 和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとす
- 2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るた め、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協 力するよう努めるものとする。
- 3 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核と してにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店会が実施 するときは、応分の負担等をすることにより当該事業に協力する よう努めるものとする。

(区民等の理解と協力)

活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健 全な発展に協力するよう努めるものとする。

(区の責務)

- 第3条 区は、産業の振興に関する施策を総合的に実施していくた│第5条 区は、中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人の特性│第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する にも配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施して いくための指針を策定するものとする。
 - 2 区は、事業者及び区民、関係機関、国、東京都等と協力し、前項の指針 ものとする。
 - 3 区は、第1項の指針の実現に向けて、事業者及び区民、関係機関等の取 組みを促すための環境整備を行うものとする。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利|第6条 事業者は、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に|第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分 十分配慮し、地域経済の持続可能な発展を考慮した事業展開を図るよう努 めるものとする。
 - 2 事業者は、自らの創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、人材 の育成及び従業員の福利厚生の向上、誰もが働きやすい環境整備、 環境へ の配慮等に努めるものとする。
 - 3 商店街において事業を営む者は、安全・安心な消費生活を支え、にぎわ│3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎ いと交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割 を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するとき は、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

- の実現に寄与することを理解し、その実現に協力するよう努めるものとす
- う努めるものとする。

- (3)農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆと りと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と 自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及 び農地の維持に努めるものとする。
- (4)建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安 心な生活を守る観点からその振興を図るものとする。
- (5)前各号に掲げるもののほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図る ものとする。

(区の責務)

- 施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。
- 2 区は、中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人への支援そ の他必要な施策を講ずるものとする。
- に基づき、中小企業及び小規模事業者への支援を含む必要な施策を講ずる 3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、 第1項の指 針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組みを促すための環境 の整備を行うものとする。

(事業者の責務)

- 配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに持続可能性を考慮した事業展開 を図るよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自らの創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、誰も が働きやすい職場環境整備、人材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努 めるものとする。
- わいと交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役 割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施すると きは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

- 第5条 区民及び区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生|第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展が豊かな区民生活|第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域 の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを 理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。
 - 2 区民及び関係機関は、地域社会課題の解決に向けた取組みに参画するよ │ 2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビ ジネスの取組みを理解し、協力するよう努めるものとする。

(施策等の評価)

必要に応じて、産業の振興に関する指針及び施策の評価及び見直 しを実施するものとする。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会)

- 長の附属機関として世田谷区中小商工業振興対策委員会(以下| 「商工業対策委員会」という。)を置く。
- 2 商工業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調 2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 査審議する。
- (1) 中小商工業の振興についての基本方策に関すること。
- と。
- る委員 17 人以内をもって組織する。
- (1) 学識経験者
- (2) 東京商工会議所代表
- (3) 商業団体代表
- (4) 工業団体代表
- (5) 金融機関代表
- (6) 区民
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、商工業対策委員会の組織及び運営 に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区農業振興対策委員会)

- 第8条 農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附 属機関として世田谷区農業振興対策委員会(以下「農業対策委員 会」という。) を置く。
- 2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査 審議する。
- (1) 農業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。
- 3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 委員 15 人以内をもって組織する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表

3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを │ 3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを 理解し、エシカル消費 の実現に努めるものとする。

(施策等の評価)

第6条 区は、産業の振興を効果的かつ効率的に推進するために、|第8条 区は、地域経済の持続可能な発展を効果的かつ効率的に推進するた|第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的 めに、必要に応じて、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の 評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)

- 第7条 中小商工業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区|第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附|第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附 属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議(以下「会| 属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議(以下「会 議」という。) を置く。

 - (1) 地域経済の持続可能な発展についての指針に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小商工業の振興に関するこ│3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうち│3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうち から、区長が委嘱する委員 17 人以内をもって組織する。
 - 前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。

(施策等の評価)

に推進するために、必要に応じて、地域経済の持続可能な発展に関する指 針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)

- 議」という。)を置く。
- 2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。
- から、区長が委嘱する委員 17 人以内をもって組織する。
- 3 商工業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱す│4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、│4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項 は、規則で定める。

(3) 区民		
(4) 関係行政機関の職員		
4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員		
の任期は、前任者の残任期間とする。		
5 前各項に定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に		
関し必要な事項は、規則で定める。		
(委任)	(委任)	(委任)
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。	第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。	第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

「世田谷区産業振興基本条例改正案」 制定に向けた提言(案)

令和3年11月 世田谷区産業振興基本条例検討会議

目 次

1-	١ %	u	-
は	し	ונט	اد

第1章	地域経済を取り巻く環境について	1
第2章	地域経済の持続可能な発展に向けて	2
第3章	各産業の発展に向けて	4
第4章	各主体の責務や役割	4
第5章	まとめ	6
改正条例案		7
検討経過	<u>립</u>	1 1
検討委員		1 2
検討会議記録		1 3

第1章 地域経済を取り巻く環境について

(1)区内産業の現状認識

世田谷の人口は、令和3年7月に示された将来人口推計でも見られるように今後も増加傾向にあり、特に高齢者人口は一貫して増加していくことが見込まれている。

世田谷の産業は、90万人を超える区民の日々の暮らしを支える卸売・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、建設業、医療・福祉、教育・学習支援業などを中心として構成されており、多種多様な中小・小規模事業者よって支えられているのが特徴である。

一方、世田谷においても他の地域同様に、従事者の高齢化や人材・後継者不足、他産業との連携不足等の課題に直面している。こうした中、今日様々なビジネスの場で活用されているIoTやビッグデータ、人工知能(AI)等の先端技術の積極的な取り込みや新たな価値観を積極的に取り入れるとともに、多様な産業の横断的かつ相乗的な連携をより一層促進していくことがますます必要であると考える。

(2)新型コロナウイルス感染症の影響

2019年に全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、日本国内へも感染を広げ、地域経済にも大きな影響を及ぼしている。感染症対策と経済対策の両立や新しい生活様式への対応など、地域経済を取り巻く社会経済環境は大きく変わりつつある。あらゆる産業において従前の価値観からの転換を迫られるとともに、経営多角化や業態転換による経営継続の模索、雇用の継続、テレワーク環境の整備といった様々な対策の必要性が生じた。また、コロナ禍は、緊急事態宣言の発出に伴う外出の自粛や出勤の抑制、施設の休業要請など、事業者のみならず住民の行動にも大きな制約を生じさせるとともに、オフィス以外での働き方の促進など大きな変容を生んできた。これらコロナ禍をきっかけに加速した変容は特に、「住と職の境界」、「区民と事業者の境界」、「社会とビジネス」を曖昧にする形で現れつつある。

このような変容を転換期として、これまで以上に住んでいるまちや地域に 人々の目が向くようになり、関心も高まっている。これを好機として、地域 の様々な主体が関わり合い、地域や社会の課題を解決していく環境を整える ことが今まで以上に求められているのではないか。多様で豊富な人材が活躍 する世田谷は、これらを通じて、よりポジティブで先進的な場所になる可能 性を秘めている。

コロナ禍をむしろ好機として、世田谷の強みを活かした産業の振興や経済 の活性化、社会や地域の課題の解決を、より一層進めていくことが求められ る。

(3)条例のあるべき姿、条例に求められること

世田谷区産業振興基本条例は平成11年に制定され、幾度かの改正を経ながら、長らく世田谷の産業振興の方向性を示してきた。本条例の改正は、社会経済環境の大きな変化を踏まえた上で、世田谷の産業が目指す方向性を示すものであり、これからの時代を見据えて地域経済全体の押し上げにつながるものでなければならない。

そのため、前述の(1)区内産業の現状認識及び(2)新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた上で、条例の主眼を、現行条例の「産業の振興」から、大局的視点を持って「地域経済の発展や活性化」へと移行していくべきである。

さらに、今後は、経済成長のみならず、非経済的な価値(多様な働き方や 環境配慮をはじめとする様々な社会課題の解決など、従前においては経済 成長とは距離があると考えられてきたような価値観)の重要性の高まりを 踏まえることが不可欠であり、地域経済の発展と非経済的価値の重要性も 踏まえた地域や社会の課題解決を両立する「地域経済の持続可能な発展」を 目指していくことがより求められるのではないか。

その実現に向けては、世田谷の特徴である中小・小規模事業者の力が不可欠であることに加え、豊富な人口、多様な人材の力も最大限に活かしていくことが必要である。地域における区民一人ひとりの存在や役割の向上も踏まえ、区民にも理解と協力を促すことで、事業者と区民、区等が一体となって地域経済の発展に関わっていくことが必要である。

また、地域の実情に合わせた条例、時代の変化に対応できる条例、言葉を 大切にしたイメージしやすい条例という観点も重要であることや、従前から多様な人材を受け入れてきた世田谷の包摂性という特徴の下、関係人口 を含めた地域経済発展の推進など、既存の枠組みに捉われない柔軟な視点 を持って条例改正を進めてもらいたい。

第2章 地域経済の持続可能な発展の実現に向けて

「地域経済の持続可能な発展」の実現を目指していくにあたっては、以下の 視点を踏まえ、事業者や区民、行政等が一体となり、産業間の連携を強化しな がら推進していく必要がある。

(1)多様な地域産業の基盤強化

世田谷の産業は、90万人を超える区民の生活と地域社会の基盤としての役割を果たしており、モノやサービスの提供だけでなく、人材や資本、技術、情報といった資源の循環を通じて地域に豊かさや賑わいをもたらしている。

一方、デジタル化や新たな働き方の進展、SDGsの理念を踏まえた地球環境や社会に対する意識の高まり等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済を取り巻く社会経済環境を急速に変化させており、これら

の状況を乗り越えていくためには、多様な産業において、レジリエントな対応力をつけていくことが求められる。そのため、各業種、各産業の基盤を強固なものとしていくとともに、各々が役割を果たすだけでなく、相互連関的な連携を重ねていくことが欠かせない。

(2)起業の促進及び多様な働き方の実現

近年、人々の働き方は変化を続けてきた。

コロナ禍以前より増加傾向にあったフリーランスや兼業・副業に対する意識の高まりなどに加え、コロナ禍による外出や出勤の制限に伴い自宅やサテライトオフィス、コワーキングスペース等のサードプレイスを利用したテレワークが広がり、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションという働き方も注目されている。

働き方や働く場所の多様化に伴い、「住と職の境界」は薄れつつあり、それにより、これまで区外に通勤していた区民の区内活動時間が増えるなど、地域や近隣コミュニティの価値が見直されている。これを機に、地域の多様な人材が交わり、地元の住民が主となって新たな価値を生み出していくことが、今後の地域経済の持続可能性へとつながるのではないか。その実現に向けて、すべての人が自分の個性や能力を発揮することができる働きやすい環境を整備することが必要である。また、地域の特性を踏まえた起業を促進することも多様な働き方の実現につながる一つの形態であることから、その環境を整備していくことが求められる。

(3)地域や社会の課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進

前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域で活動する時間が増加したことにより、人々の目がより地域に向くようになっている。地域での活動は、これまで見過ごしてきた身近な課題や問題に気付く一つのきっかけとなるとともに、SDGSの理念の広がりに伴う地球環境や社会に対する意識の高まりは、地域や社会課題の解決の重要性に改めて気づく機会となった。課題が複雑性を増し、多様性を増している現在の状況やこれからの社会においては、従前どおりの行政や大企業、ボランティアによる解決には限界があることから、今後はソーシャルビジネスの手法による解決を図っていくことがより必要である。

世田谷は、従前から多種多様な中小・小規模事業者や特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)の活動が盛んであり、互いに助け合い、様々なものを受け入れ、包み込む包摂性の高い土壌と風土を特徴としてきた。これらを最大限活かして、事業者やNPO等によるソーシャルビジネスのみならず、様々なステークホルダーが主体性をもって課題解決に参画していくことができるよう、その環境の整備や促進を図ることが必要である。

(4)持続可能な事業活動及びエシカル消費の推進

SDGsで謳われている「持続可能」という言葉は、今や世界共通のキーワードである。SDGsの12番目の目標である「つくる責任つかう責任」にあるように、製品やサービスを生み出す生産者・事業者だけでなく、それを利用、消費する側も持続可能性を考慮する必要がある。

事業者の地域経済の持続可能性を考慮した活動や、エシカル消費に代表される人や社会、環境に配慮した消費行動を推進していくことが、今後の地域経済の発展には必要不可欠な要素となる。

第3章 各産業の発展に向けて

第2章の視点を踏まえた地域経済の持続可能な発展には、現行条例で定めている商業・工業・農業の振興に加え、前述した小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、建設業、医療・福祉、教育・学習支援業など、区民の日々の暮らしを支える多様な産業の振興を図っていくことが必要である。特に、主要な産業については以下の事項を考慮していくことが必要ではないか。

商店街については、賑わいの創出をはじめ、安全・安心な消費生活の確保や 文化の継承等、地域コミュニティの担い手として公共的役割を果たしてきたこ とから、これからもその振興を図っていくことが重要である。

高度経済成長から50年以上が経過し、幾度の経済危機を乗り越えて存続している世田谷の工業については、区民との関わりを考慮しながら引き続き維持・振興していく必要がある。

年々農地面積が減少し、従事者の高齢化が進んでいる世田谷の農業については、様々な産業との関係性を踏まえ、連携を推進していくという視点が必要となる。

世田谷の都市基盤を支え、区民生活を支える建設業については、その振興を 図ることにより、区民の安全・安心な生活を守っていくことが必要である。

また、世田谷の特徴である豊富な人口に伴う福祉や医療、介護、教育、学習 支援をはじめとするあらゆる産業の振興を図ることが今後ますます必要とな る。

第4章 各主体の責務や役割

「地域経済の持続可能な発展」に向けては、現行条例における区や事業者の 責務を見直すとともに、キープレーヤーとなる区民の役割についてもその位 置づけを明確にしていく必要がある。

(1)区

現行条例では、産業の振興に関する基本的な施策として個別具体的な事項を列挙しており、特に融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化への対応が明記され、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症による

業況悪化のセーフティネットとなるなど、一定の効果があったものと考えられる。

しかしながら、今後の地域経済の発展に向けては、区が大局的な視点から 指針を定め、様々な主体のプラットフォームとして機能し、対話の場を創出 するなどの事業環境の整備を、事業者や区民、他の行政機関等と協力して進 めることが必要である。

また、世田谷の事業者の多くが中小企業や小規模事業者であることや、NPOの活動が大変活発であるという特徴を踏まえ、そうした事業者等への支援についても、その時々の状況に応じて迅速に対応していくことが区の責務として必要である。

(2)事業者

グローバル化の進展や第4次産業革命といった大きな変化に加え、新型コロナウイルス感染症による経済状況の突発的な悪化を経験したことにより、事業者は、レジリエントな事業展開を実現するための経営改善や基盤強化の必要性を強く認識したのではないか。

今後は、多種多様な中小・小規模事業者が、区民生活を支え、雇用を生み 出すという役割を担うだけでなく、人の学びの場であり、地域や社会の課題 解決を積極的に担っていくことも、より重視されていく。

事業者自ら経営基盤を強化することや、地域に根差した働きやすい職場環境の整備、人材の育成等に加え、地域経済の持続可能性を考慮した事業活動を行うことが今後はより求められる。

また、特に、商店街において事業を行う事業者においては、地域コミュニティの担い手である商店街の活性化に寄与することは重要な役割であることを考慮して活動を行うことが必要である。

(3)区民

新型コロナウイルス感染症の拡大は、住民が地域で活動する時間を増加させ、それに伴い区民が地域や社会の課題に直面する機会も増えた。その上、複雑化、多様化し続ける社会課題や地域課題の解決には、様々なステークホルダーの参画が今後ますます欠かせないものとなり、区民の協力を得ることは特に重要なポイントとなってくる。消費者であり、労働者であり、生産者でもある区民の役割として、地域や社会の課題解決に理解と協力を促すのみならず、特にその解決に資するソーシャルビジネスへの参画やエシカル消費の推進を主体的に行っていくことの重要性が今後ますます高まっていくのではないか。

第5章 まとめ

私たちのまち世田谷は、豊かな自然環境や多彩な文化・伝統を大切にしながら、区民一人ひとりの自主的な参加や行動を尊重する土壌の下、多くの人を惹きつけ、受け入れてきた。

多くの人口を抱える世田谷において、産業は区民の生活を支え、地域社会の 基盤としての役割を果たしてきた。

近年のSDGsの理念の広がりや新型コロナウイルス感染症の拡大は、事業者の活動や区民生活に大きな影響を及ぼし、社会経済環境を大きく変化させている。

今後の地域経済は、これまで以上に多彩な主体によって構成されるようになり、一人ひとりの創造性を引き出しながら、多様な価値観の下で事業活動や消費活動が行われるようになる。

今後の地域経済を考える上では、多様な地域産業の基盤強化、起業の促進と 多様な働き方の実現、ソーシャルビジネスの推進、持続可能性を考慮した事業 活動とエシカル消費の推進という4つの方針を中心として、地域経済の発展 と地域や社会の課題解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進してく ことが必要となるのではないか。

以上、第1章から第5章の内容を踏まえ、具体的な検討を進められたい。

世田谷区産業振興基本条例改正案

(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。

産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展や新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした環境や社会に対する意識の高まりなど、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。

地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、その重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。

多様なニーズに応じた働きやすい環境や対話ができる場をつくりながら、世田谷の産業に関わる全ての主体が各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務や役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)事業者 区内に事業所を有し、区内において事業活動を行う法人及び個人を いう。
 - (2)区民 区内に在住、在勤又は在学する者、並びに地域及びその人々と継続 的に多様に関わる者をいう。
 - (3)関係機関 区内において産業の振興を図ることを目的として組織する団体並び に産業の振興に資する調査研究及び教育を行う機関をいう。

(基本的方針)

- 第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本的方針は、次に掲げるとおりとする。
- (1)区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。
- (2)誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。
- (3)地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス(地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取組む事業をいう。以下同じ。)の推進を図ること。
- (4)持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費(人、社会及び環境に配慮した 消費行動をいう。以下同じ。)の推進を図ること。
- 2 前項各号に掲げる基本的方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。

(分野別方針)

- 第4条 前条第1項各号に掲げる基本的方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。
- (1)商業については、次のアからイまでに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を 支える観点からその振興を図るものとする。
 - ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニ

- ティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。
- イ 大規模小売店舗が地域社会との共生を保持し、及び地域の生活環境を保持することができるよう、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。
- (2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築 の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点 からその維持に努めるものとする。
- (3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努めるものとする。
- (4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図るものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図るものとする。

(区の責務)

- 第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合 的に実施していくための指針を策定するものとする。
- 2 区は、中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人への支援その他必要な 施策を講ずるものとする。
- 3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第1項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組みを促すための環境の整備を行うものとする。 (事業者の責務)
- 第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに持続可能性を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自らの創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境整備、人材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努めるものとする。
- 3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわいと交流 を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への 加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互 に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

- 第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。
- 2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組みを理解し、協力するよう努めるものとする。
- 3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。

(施策等の評価)

第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的に推進する ために、必要に応じて、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び 見直しを実施するものとする。

(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)

- 第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。
- 3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

検討経過

会議	日程及び会場	議事
第1回	新型コロナウイルス感染	
	症の影響により中止	
第2回	令和2年8月31日	・座長の選任
		・検討体制及び検討スケジュールについて
	世田谷区民会館別館「三茶	・世田谷区の概要及び条例見直しの考え方
	しゃれなあどホール」	・意見交換(各委員からの現状報告)
第3回	令和2年11月30日	・世田谷区産業振興基本条例と産業政策に
		ついて
	世田谷区民会館別館「三茶	・(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発
	しゃれなあどホール」	展条例の基本的な考え方について
		・意見交換
第4回	令和3年3月26日	・世田谷区産業振興基本条例改正素案につ
		いて
	世田谷区民会館別館「三茶	・意見交換
	しゃれなあどホール」	
第 5 回	令和3年10月29日	•「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定
		に向けた提言について
	世田谷区民会館別館「三茶	
	しゃれなあどホール」	

検討委員(任期:令和2年4月1日~令和4年3月31日)

氏名	団体等	備考
長山 宗広	駒澤大学経済学部教授	座長
古谷 真一郎	東京商工会議所世田谷支部	
栗山 和久	世田谷区商店街連合会	
友成 哲郎	世田谷工業振興協会	
大平 佳史	世田谷区農業青壮年連絡協議会	任期
八十		令和2年4月1日~令和2年6月5日
 海老澤 健		任期
7 4 57 E		令和2年6月5日~令和3年6月3日
髙橋 正実		任期
		令和3年6月3日~令和4年3月31日
 見城 佐知子	世田谷区消費者団体(フェアトレ	
元观红加了	ードタウン世田谷推進委員会)	
水上 浩介	世田谷区しんきん協議会	
小工 冶기	(昭和信用金庫営業推進部)	
閑野 一樹	東京青年会議所世田谷区委員会	
兒玉 奈輔	世田谷区建設団体防災協議会	
市川 望美	非営利型株式会社 Polaris 取締役	
大石 英司	株式会社 UPDATER 代表取締役社長	
大島 佐和子	ナーサリープラン代表	
平野 孝徳		任期
一千野'字1芯 	東京都産業労働局商工部商工施	令和2年4月1日~令和3年4月1日
植野 史央	策担当課長	任期
1997 丈犬		令和3年4月1日~令和4年3月31日
田中 耕太	世田谷区経済産業部長	

検討会議記録

第2回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

1)日時・場所

日時: 令和2年8月31日(月)18時30分~20時30分

場所:世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあどホール オリオン

2) 出席者

委員)長山委員、古谷委員、栗山委員、友成委員、海老澤委員、見城委員、 水上委員、閑野委員、兒玉委員、市川委員、大石委員、大島委員、 平野委員、田中委員(委員計 14 名)

世田谷区)岡田副区長、産業連携交流推進課長、工業・ものづくり・雇用促進課長、 都市農業課長

事 務 局)経済産業部産業連携交流推進課

3)次第

- 開会
- 副区長あいさつ
- 各委員及び出席者紹介
- 議事
 - (1)座長の選任
 - (2)検討体制及び検討スケジュールについて
 - (3)世田谷区の概要及び条例見直しの考え方
 - (4)意見交換(各委員からの現状報告)

4)配布資料

資料 1	世田谷区産業振興基本条例検討会議設置要綱
資料 2	検討委員名簿
資料 3	想定検討スケジュール
資料4	世田谷区産業振興基本条例
資料 5	世田谷区の概要
資料6-1	特別区における条例の構成例
資料6-2	特別区における条例内容の比較
資料6-3	見直しの考え方及び各区産業振興基本条例等の条文比較
検討素材	条例見直し検討素材
参考資料	他自治体における条例比較
参考資料	各団体等の現状
参考資料	2020年版 中小企業白書・小規模企業白書 概要
	席次表
	世田谷区産業振興基本条例検討会議傍聴要領

5)議事録

開会

副区長あいさつ

各委員及び出席者紹介

議事

[座長の選任]

[事務局による資料説明]

【意見交換】

- 座長 事務局より説明があった区の現況等も含め、広く検討委員からの意見 をいただきながら進めていきたい。検討委員の専門の分野、活動等を 中心に現在の状況や課題意識などについて意見をいただきたい。
- 委員 この検討会議の位置付けをはっきりすべき。世田谷区における産業の 定義。一次産業なのか、二次産業なのか、三次産業なのか。世田谷区 の産業なのか、世田谷区内の産業なのか。何を主役として考えていく のか明確すべき。
- 委員 商店街の現状は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、かなり疲弊していきている状況。特に飲食店関係への影響が大きい。反面、一部の業種、生活必需品の取扱店舗では、今は落ち着いてきている。生活様式の変化により、商店街の活動もできていない。商店街の加盟店に関して会費の免除や支援金を組合から出しているが、閉鎖・閉店のお店が出てきている。

商店街の役割として、にぎわいの創出、コミュニティーの担い手ということでイベント等を開催しているが、どこも中止となっている。来年の年末イベントまで中止になっているところもあり、先が見えず、模索している途中。

委員 工業の立場から現状報告する。

3月頃に工業会でアンケートを行った。回答は50社程度だが、5月末から6月上旬にかけての調査期間の中で、すでに業績悪化している会社が約半数、半年以内に業績が悪化するというのが23%、影響がないというのが23%で、4分の3に影響がでている。減少幅としては、2割程度が約30%、2割~5割が30%という状況。基本的には取引先からの受注減少というのが7~8割。

世田谷工業振興協会が発足した30年前には300数十社あった会員数が現状では140社。その中で「ものづくり」の会員は3分の1程度。工業においては過疎化が進んでいくという状況。

また、消費税の増税もかなり影響していると思われる。そこに、さら に新型コロナウイルス感染症の影響が重なっているような状況。

これからどうするかというアイディアがなかなか浮かんでこない。ここが課題。条例やビジョンがどこまで勇気づけてくれるのか期待して

いる。

委員 新型コロナウイルス感染症の影響は、学校が休校となったことで、給食に食材を卸せない、農業イベントが中止になったということ。農協の直売所・ファーマーズマーケットに出店したり、庭先販売をする農家もいた。緊急事態宣言の際は、近所で買い物するお客さんが非常に多くいた。

今後の農業については、農業従事者が減少し、かつ、高齢化が進む中、 農業をどのように維持していくか考えている。以前、商業との連携で、 野菜の販売や加工品の販売などを行ったが、長く続かなかった。他産 業との連携が課題。

委員 当団体は、エシカルに想いのある事業者や個人が参加しているフェアトレードタウン推進委員会。団体としては、イベントの告知や集客が難しかった程度の影響であるが、フェアトレード製品を販売している所属事業者は、支援先の国がロックダウンし、支援したくてもできない状況であった。

新型コロナウイルス感染症禍において、これまでよりも商店街や身近なところに目が向き、気づきの時間になったと感じている。

この条例では、エシカルな視点を取り入れたフェアネスな社会へつながるものになればよいと思う。

委員 我々は信用金庫という金融機関であり、国や区の施策によりお金はある程度潤沢に回っていると感じている。国の施策や世田谷区の融資事業が機能し、すぐに倒産ということは減らせたと感じている。

また、国の施策として、家賃支援給付金があり、家賃の補助が出るため、事業者には支援となっている、世田谷区に多い大家には補助という形にならず、苦労していると思う。

店舗の売り上げに関しては、都心から少し離れた場所(経堂)では、 良くなってきたという話を聞く。都心型よりは、近所の人が行くよう なお店であると、売上が戻っているという話も聞く。

世田谷区は住民が多いという強みがあるため、それが条例に関わってくるところだと思う。

- 委員 新型コロナウイルス感染症の影響は、イベントが中止になったことが 非常に大きい。団体として、普段は世田谷区域内の地域の課題を見つ け解決する活動に取り組んでいる。今年は人を集めて行うイベントを 検討していたが、オンラインを使ったイベントに切り替えて実施する 予定である。コロナ禍の収穫としては、所属メンバーの多種多様な人 材を活かせば、新たな取り組みに繋がるといった点がある。一方、メンバー個々においては、飲食やスポーツジムといった業種はコロナの 影響を受けている。
- 委員 建設業におけるコロナの影響は他産業より少ない、もしくは遅いと感じている。すでに始まっている現場や計画されている現場は、工事を

続けなければいけない状況。ただ、今後は建設投資や企業投資、個人の住宅購入が落ち込むことが考えられ、これから先がコロナの影響を大きく受けると考えている。

建設業が慢性的に抱えている問題は、人材の確保が挙げられる。技術者が高齢化していく中で、技術伝承や事業承継ができず、廃業していく事業者も多い。その点を地域で協力して事業を続けていけるような環境を作っていく必要がある。

また、地域に根差した事業者として、社会貢献や災害復旧といった点で地域に還元していく、地域循環していく、といった取り組みを進めていきたいと考えている。

委員 京都市の基本構想は、主語を「私達、京都市民」と書いており素敵だ と感じた。行政も市民も「私たち京都市民」という主語で構想を進め ていくという姿勢よい。また、地域の企業が自分たちを地域企業と名 乗り、地域とともに生きていくということを宣言としてまとめた条例 も、A 4 版 1 枚で読みやすい宣言である。主語を統一したストーリー だけで気概が感じられるなど、今回の見直しを進めていく中で、その ような言葉一つ一つで伝えられることがあるのではないかなと思う。 また、コロナ禍において、いろんな意味で、一つの現場でやっていく 限界を感じている。今までは、子どもが幼稚園や小学校に行き働いて いたが、子どもたちが在宅で勉強するとなると、勉強を見なければい けないと、母親が疲弊している。一つの家族だけでやっていくのも限 界、学校にいろんなことを任せていたのも限界であり、もう少し地域 の中で受けとめられないものかなと感じている。生活の中で吐露でき る環境、受けとめてくれる場所がないと辛い。家庭での限界、個人の 限界、業界での限界など、そういう限界のようなものをとても感じて いる。横断的な関係性、ふんわりとした連携のような、そういう新し い場があったらよいとも思う。

最近で言えば、Uber が一般的になり、単発の仕事が地域でできるのはよいと思う。ただ、そういったものがこの先キャリアや生活を支えるものになっていくのかというと、とても難しいと思う。地域の中で受けとめられて評価されていくようなもの、そういう地域インフラとして機能するような働き方や場ができるとよいと強く思う。

世田谷が住み続けられるまちなのか。周りを見ると外に出て行く人も多く、やはり働く場所ではないと思っていたり、ここで働くと思っていない人が多いかもしれない。しかしながら、今は在宅ワークなどがあり地域に目が向いている。チャンスでもあると思うので、今まで地域にいなかった方達が登場人物として現れてきており、そういう方が関わっていけるような機会になればよいと思う。関係人口的な、世田谷の営みに関わる人が増えているような、そういうのをつくっていけたり表現できるような条例なりビジョンが示せればと思う。

委員 世田谷区で公的事業をやってきて何がよかったのか、今回の条例の中に盛り込むべき内容が何かあるのかという、これまでのことを振り返ることが一つと、これからのことを考えて、二つの観点でお話する。世田谷区で起業してよかった点は、再生可能エネルギーについて、世田谷区が「大消費地の世田谷区は再生エネルギーを選ぶ社会をつくる」という明確な方針を出していること。例えば、世田谷区で南相馬市の復興電気を買えたり、川場村の電気が買えたらよいということで、いろんなビジョンができ、区の方針の中で私共が実現の方法を考え実現してきた。国の法律が決まってから動き出すのではなく、法律は後から出来た。地域間連携や電気を通じて地域と地域が繋がるという場は世田谷発で事例化され、横浜町の電気を横浜市が使ったり、福島県の電気を大阪府が使ったりということで、全国に世田谷モデルが広がった。

この条例でも、世田谷のモデルを作り国に働きかけていくというようなフロー図になると、より世田谷の中で行われることに意味合いが増えるのではないか。

これからについては、コロナの影響もあるが、環境省が 2100 年に東京都の最高気温が 43 度、おそらく 2050 年を待たずして 40 度を超えてくると発表しており、そうすると外で生活ができない。この気候変動に合わせて海面の温度が上がるので魚がとれない、農作物がとれなくなる。そうすると食糧価格が上がる。そういうことで言うと、環境自体がコロナで激変しているので、今後、SDGs などの流行り言葉ではなく、環境が激変していくことを、産業を担う立場として、みんなで共有しておいた方がよいと感じている。

その環境激変への対応も盛り込みながら、社会課題を解決するベンチャーの立場からすると、短期的な年度の決算ではなかなか測り切れないところがある。どうしても、この1年間で幾ら利益を出したのかを問われる。しかし、そうすると気候変動や長期的な課題に対して向き合うことが難しい。そこも世田谷モデル、或いは産業であると思っており、例えば、3年間でどれだけ CO2を下げたなど、全く違う指標で企業を評価するなど、違う観点で企業評価し長期的視点で育てるためにどうしたらよいかということも考えていきたいと思う。

以前に学生の方が、なぜみんな地球や日本に関心が向かないのかと言っていた。世田谷区や東京のことには関心があるが、その上の日本や地球のことに関心がない。住所を地球から始めていくと、地球を自分事にできるのではないかと言っていた人がいた。よって、主語の作り方や、どういう観点で盛り込むのかというのは、一つの特徴付けによいのではないかと思う。

委員 母親の就労と繋ぎたい。三茶おしごとカフェでも、子どもを連れて仕事ができるが、仕事の提供はしていない。子育てしながら働いている

母親の能力をもっと活用していくべき。自分で仕事を持ってきて、1人で何かやるとなるとしり込みしてしまうのでので、そこを集約する係や役割が必要。家事に育児にとなると、短い時間にこま切れでできるような、シルバー人材センターのママ版のようなものがあるとよい。コミュニティーにもなり、実益にもなるものが必要。そのためには、地元の産業の方々と連携をとり、そこから請負える仕事を落としてもらう。その落としたものをさらに細切れにしていき、最強の消費者であるママたちに還元していく。お買い物をするのはママたちなので、商店街にお金を落とす一番の消費者の懐が多くなると、もっと地元に落ちていくという地域還元型スタイル、これを構築させていけたらよいと思う。

委員 東京都は、これまでのグローバル化や第4次産業革命といった時代の大きな変化に加え、コロナ禍で大変な局面を迎えている。その中で、東京の産業を支えている中小企業が、様々な課題の解決について、経営の在り方を抜本的に見直す必要が生じている。そういう中で、経営の改善や向上を図る意欲的な取組を促進するため、世田谷区にも、既存の枠組みにとらわれることなく、柔軟な視点を持って条例改正を検討していただきたい。

都は、平成30年12月27日に中小企業・小規模企業振興条例を策定した。第10条において、各区に対し、都の実施する中小企業振興に関する施策等に協力し、さらに区の地域特性等を活かした中小企業振興に積極的に取り組むよう求めている。

世田谷区は開業率が11.7%と他自治体と比較しても高い水準にある一方、廃業率が19.8%と、廃業率が開業率を上回る状況が続いている。そういう中でも、世田谷ものづくり学校や子ワーキングスペースチャチャチャなどの独自的取組を積極的に実施している。今後は、事業承継に対し、多角的なアプローチに取り組み、開業率のさらなる向上と地域経済活性化に関わっていただきたい。

- 委員 世田谷の特徴である人口が多いことは非常に心強い。昼夜間人口比率 も上がっており、前回の国勢調査では95%と、昼間に区内に人が多く いることが分かる。そういった多くの人が産業に関わる条例、そして、 区民の心に響くような条例を、委員の皆様とともに作り上げていきた い。
- 座長 短い制約の中で意見をいただいた。時間があるので、再度ご意見を伺 う。
- 委員 この場は各企業支援ではないことを確認したい。世田谷区の産業はなにか、という軸を明確にした方がよい。目的は何か、その目的に基づいて各団体、各企業をどのように支援していくかというのはまた別の話。その軸がこの会議でどこに集約されていくのかを明確にするべき。世田谷区としてどのように産業を支援するのか。または世田谷区

の産業を作るのか。見え方次第で、世田谷と産業と言うだけで、組み合わせで、ニュアンスが変わる。そこの軸はどこなのかを明確にしないと、各団体の支援はできない。

世田谷区の産業を考えることには賛成だが、各企業、各団体が自分たちの主張を述べる場ではないと思っている。どこに向けていくかをしっかり議論する場だと思うので、そこをうまく打ち出していく基準にしないといけないと思う。

検討会議設置要綱では、地域の産業および地域社会の発展だと最初に書いてあるので、ここが軸だろうと思う。「地域の産業の発展」は、今ある地域産業なのか、世田谷区として新しい地域産業を築いていくのか、各団体のあり方を変えていくのか。「地域社会」では、どのように地域社会と連携していくのか、産業がどうあるべきなのかも考えなければいけない。

各団体で現況報告を聞いて終わるという会議にしてしまうのはもったいない。

座長 今の話はとても大事だと思う。産業ビジョンとこの条例がミスマッチになってきている。その条例を 20 年ぶりに変えていく。産業ビジョンについての認識を各委員と共有していく必要がある。産業ビジョンは、業界団体ごと、業種ごとの主張を盛り込んだものになっておらず、課題軸をつくっている。

今の意見を受けて、事務局からいかがか。次回の論点の一つになる。

- 事務 スタートするにあたり、土台になるところのご指摘をいただいたと思 同 っている。産業ビジョンに書かれている軸や様々な視点があるので、 そういったところも踏まえて議論をいただきたいと思っている。改め て整理をして示した方がよいと考えている。
- 座長 活発な意見交換ができればと思っているので、少し補足的にお話しで きればと思うが、いかがか。
- 委員 世田谷 92 万という区民が住んでいて、多くの方が世田谷を住む場所で、都心に働きに行っている方が多いと思う。建設業で、地元で商売をしているという意識を持ち、普段仕事をしている。今回のコロナ禍で、エッセンシャルワーカーという形がクローズアップされたが、そういう一人一人の区民を支える産業があり初めてその生活ができる。よって、産業を育成してく一方で、区民の生活を支えていくという視点が、産業育成のために重要になる。事業者だけでなく、そこに住み、働いている方たちが安心して暮らせる社会をつくっていくという視点も重要。
- 座長 本日の各委員のご意見をまとめ、論点や視点の整理を行った上で、次回の検討会において改正条例の骨子を示し、引き続き検討していきたいと思っている。次回の検討会議までに、各自、専門の分野において、条例改正に関するご意見をまとめていただきたい。その際、20年前に

この条例作成の検討委員となった方がそれぞれの業界団体の中にいると思うので、意見等を聞いてもらいたい。

国が決めた産業の振興策ではなく、地域の側から地域の実態を踏まえ、その地域の中での産業連関的発展や、実態に即した形の条例ができればと思う。また、前文を含め、世田谷らしい条例づくりに向けて、この2年間、一緒に意見交換をしていきたいと思う。

こういう会議では言いたいことが言えない方もいるかもしれないので、座長のインフォーマルな勉強会をやりたいと思う。少人数のインフォーマルな場で少し踏み込んだ議論をする機会を作り、それを積み上げていき、全体のフォーマルな会合で反映させていくという仕組みができればと思う。

予定の時間が来たので、事務局に次回の委員会開催についての説明を お願いする。

〔次回開催予定の確認〕

[閉会]

第3回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

1) 日時・場所

日時:令和2年11月30日(月)18時30分~20時30分

場所:世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあどホール スワン・ビーナス

2) 出席者

委員、長山委員、古谷委員、栗山委員、友成委員、海老澤委員、見城委員、 水上委員、閑野委員、兒玉委員、市川委員、大石委員、大島委員、 平野委員、田中委員(委員計 14 名)

世田谷区)産業連携交流推進課長、商業課長、工業・ものづくり・雇用促進課長、

都市農業課長、消費生活課長

事 務 局)経済産業部産業連携交流推進課

3) 次第

- 開会
- 議事
 - (1) 世田谷区産業振興基本条例と産業政策について
- (2) (仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例の基本的な考え方について
 - (3) 意見交換

4) 配布資料

:版)

5)議事録

開会

議事

(1) 世田谷区産業振興基本条例と産業政策について

[事務局による資料説明]

〔質疑応答〕

(2) (仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例の基本的な考え方について [事務局による資料説明]

〔委員による提案資料説明〕

見城委員

「サステナブル」がキーワードになる。世田谷区はすでにサステナブルタウンの素養があるため、区民・企業・行政がサステナブルタウンであることの認識をもって条例に活かしていけるとよい。本条例が通称「サステナブル条例」として認知されていくとよい。

また、世田谷区基本計画で「子どもが輝く参加と協働のまち せたがや」と謳っているように、この先の社会を担う子どもたちにどのようなものを残していけるかということも大切になってくる。

大石委員

みんな電力は三軒茶屋に会社があり、取引先の企業からも良い場所にあると褒められる。社員からの評判も良い。では、世田谷区はどんなところなのか、どこに 渋谷や丸の内と違う魅力があるのか、どのようなところがよいのか。大量生産・ 大量消費の時代を経て、循環型社会への転換、ライフスタイルの大きな転換期に ある。小泉環境大臣も脱炭素を成長産業にすべきであると明言している。これは 一つの大きな時代背景としてある。

さらに、世田谷区は戦国時代からボロ市があり、循環型経済が元々あった。これ はまさに今の時代性にマッチしていると思っている。前文について議論があった が、こういった歴史的背景も盛り込むべきと考えている。

また、産業政策というと、成長産業をさらに成長させていくという話になりがちである。今回、非経済的価値というワードがあるが、この言葉が素晴らしいと思っている。世田谷区は、若者文化の象徴である下北沢、グリーンイノベーションを先行している二子玉川、ハイセンスな暮らしの成城といったように、地域で異なった特性を持っている。古いものを大切にしたり、生活感があったりというような、持続可能なものをイメージできるものになったらよい。また、世田谷には非営利団体がとても多く、民間で社会課題の解決に取り組んでいる方が多い。社会課題を共同で解決していく視点も重要。条例の愛称もあるとよい。

海老澤委員

世田谷区農業青壮年連絡協議会より条例の見直し案を出した。

現行条例の農業に関する条項については、環境保全やサステナブルな観点が入っているため変更の必要はないが、区の役割として、都市農業振興基本法に則った 農業の発展や農業の維持に関する文言を載せたいと考えている。どこに根拠があ るのかということが、10 年先、20 年先にもわかるようにこの文言を入れたい。 あとは、サステナビリティや環境分野、連携というようなことを見せられるとよ いと思う。

(3) 意見交換

座長 事務局より説明があった条例改正の骨子が本日の議題であり、この骨子により条例改正の方向性が示されることになる。従って、この骨子について検討委員の皆様から活発な意見を広くいただきたい。

分野別方針に入る前に、先ずは全体的な方向性や目指すべき姿、基本方針についてご意見を賜りたい。

委員 「地域経済の持続的な発展」ということに関しては、是非こういう形で進めていただきたいが、循環型経済の考え方を加えていただきたい。「適正な消費行動」に含まれているとは認識しているが、消費者だけでなく、事業者等も地域内で経済循環していく。お金だけではなく、社会貢献的なものを含めて地域へ循環させることにより、区民生活を向上させるという考えを入れてはどうか。

委員 方向性としてはよい。

3点について意見がある。

「区民生活の向上」について、右肩上がりのイメージがあるが、何を向上させるのか。質の向上なのか。向上か、上昇か。

イメージ図のデザインについて、縦割りものではなく、相互に関連し合うような、循環型のようなイメージになるよう工夫できないか。

4つの柱の「起業・創業の促進及びライフスタイルに応じた多様な働き方の 実現」について、雇用の在り方を多様にできないか。多様な形の雇用という ようなものをどこかで語っていきたい。創業と言った時点で自分には関係 ないと思う区民がいるのではないかと懸念される。

- 委員 人権についてどこかに記載したい。「環境配慮及び適正な消費行動の実現」 にあるエシカル消費の中には人権なども入ってくるが、作り手側や雇用す る側についても、働き方に繋がるものとして人権への配慮をどこかに入れ たらよいと思う。
- 委員 非営利団体は、事業者に含まれるのか。
- 事務局 勉強会の際に、「区民」をどう捉えるのかという意見をいただいた。また、「事業者」に関しても広い概念でとらえていくことがよいのではないかという意見をいただいた。改正条例の定義の中で、区民や事業者について広い概念で書いていきたいと考えており、非営利団体というようなところについても位置付けていきたい。
- 委員 参考意見として、事業者でも区民でも違和感があるので、別の定義があって もよいと思っている。
- 座長 サステナブルという考え方の中で、NPO という存在意義が大きいだろうというところからのご意見かと思う。次回の素案検討の中で詰めていきたい。 ここまでのところで、基本方針の内容や条例の名称を「世田谷区地域経済の

持続可能な発展」に変更したいことを提示したが、産業振興条例というところから踏み出した形で名称を変更しており、改正のポイントで記載していることをこの名称で伝えたいと考えているが、この方向性について異議はあるか。

(異議なし)

- 委員 先ほど、「区民生活の向上」がわかりにくいというご指摘があったかと思う。 資料3の平成10年度産業ビジョンの基本理念に「豊かな区民生活の実現」 とあるが、イメージとしてはこれではないか。この豊かな区民生活という目 的を実現するために世田谷区内の産業が重要で、それを持続的に継続させ るために振興を図っていくような言葉を使うことでより分かりやすくなる と考える。
- 委員 「区民生活の向上」について、決して悪い文言ではないが、見城委員が提出された資料の中で「誰も取り残さない」という言葉が非常に心に響いた。社会的に弱い立場の人にも目を向けられるような文言が必要ではないか。コロナ禍だからこそ弱い立場の人たちに目を向けることができるのが世田谷らしさではないか。
- 座長 資料 7、前文についての記述に「包摂性」という文言があるが、補足すると、 これは多様性を受け入れる土壌ということだけではなく、ソーシャルイン クルージョン、社会的な包摂性という意味の言葉が勉強会でも出てきた。人 権や弱者を含めた包摂性を前文に取り入れるという点で委員の皆様とは共 有できていると思う。
- 事務局 これまでいただいたご意見について、循環型経済については「持続可能な」 という部分に包含されていると考えているが、ご指摘を踏まえ適切な表現 について探っていきたい。

「区民生活の向上」やイメージのデザインについては、対応を考えていきたい。また、雇用の在り方については、5本目の柱にするのか、4本の柱のなかで検討していくのか相談させていただきたい。

人権の記載については、4本柱の4つ目「環境配慮及び適正な消費行動の実現」の中に包含されていると考えており、産業に関する条例の中でどこまで表に出して表現するかについて考えていきたい。

- 座長 先に進めて、分野別方針、区・事業者・区民の果たす役割についてご意見を うかがいたい。
- 委員 分野別方針について、商工農の主要産業に限らず、福祉や環境、建設など 人々の生活を守る生活関連産業についても分野別方針の一つとして設け、 振興を図るというような表記にしてはいかがか。
- 座長 分野別方針と各主体の責務や役割まで含めて、農業分野と建設分野よりご 意見があったので事務局の考え方を述べる。
- 事務局 農業分野に関しては、法律の考えに基づいて進めていくところに異論はない。他方で条例という性質上、大枠をとらえていく必要があるため、記載内容については相談させていただきたい。

生活関連産業についての記載については、どの分野まで個別に記載すべき か現時点で明確な回答ができないが、相談させていただきながら、記載内容 については検討していきたい。

- 座長 他に盛り込むべき視点や方向性についてもご意見をうかがいたい。新型コロナウイルス感染症が再拡大している状況であり、コロナの影響や今後の見通しを含めて、ご意見をいただければと思う。
- 委員 「特定の分野にとらわれない」というところについて、世田谷区の母親は教育に関心が高い。次世代を担う子どもやその親に対しての PR もあると世田谷らしさが出るのではないか。

SDGsなど、大人や中高校生以上で話し合われていることを、もっと早い段階 (小学校)からカリキュラムに入れるなどということが、次世代を担う子どもたちに寄与していくことではないか思う。

- 委員 基本方針について、起業・創業と多様な働き方は記載を分けたほうがよいのではないかという意見があったが、世田谷の開業率が他の自治体より高いということからも、起業・創業を一つの項目にしてもよいのではないか。また、都内でテレワークの比率が高まっている状況を踏まえると、多様な働き方の実現という点から、雇用の分野について分けてよいのではないか。
- 委員 循環型経済について、具体的なイメージを共有いただきたい。
- 委員 お金の循環だけではない。例えば、世田谷の小学校では、地産地消で区内の 農産物を給食として食べていることや、農業体験を地元の農家の方が提供 していると思うが、単純に食べることだけではなく、農作物を作る喜びなど を教育の現場で提供することも循環だと思っている。建設関係でも、公共工 事の受注に伴う利益の中から、例えば、防災用品を地域の防災団体に寄附 し、区民の安全安心に活かしていくことを行っている。これも循環の一つの 形ではないかと考えている。
- 委員 関係自治体を含めた大きな意味での循環型というイメージがある。例えば、 エネルギーの循環から始まる人と人との交流という他地域を巻き込んだ循環。地産地消という観点だけだと難しいところもあるので、関係自治体を巻 き込んだ循環に関しても、世田谷区としての役回りがあると思う。
- 座長 循環という言葉は多義的で捉え方が異なる。ローカルな循環、ナショナルな 循環、グローバルな循環と分けられるが、世田谷という地域の経済発展の条 例の中で、ローカルな循環やそれだけではないというところも、前文の中で 言葉を考えていきたいと思っている。

最後に、今回お示しした条例骨子の方向性に関して異議はあるか。 (異議なし)

座長 各委員からのご意見等をまとめて、骨子案の修正を行っていく。合わせて、 経済産業部より改正条例骨子として、区民生活常任委員会にも報告する予 定。骨子の修正については、座長一任でよいか。

(異議なし)

座長 次回の検討会議においては、改正条例の「素案」について引き続き検討してい

- く。次回の検討会議までに、各自ご専門の分野について、更なる状況把握に努めていただき、条例改正に関するお考えを、改めてまとめていただきたい。 次回の検討会議について、事務局から説明をお願いする。
- 事務局 次回は、3 月 26 日(金)を候補日とさせていただくので、予定の確保をお願いする。場所は本日と同じこのフロアで、開催時間は 18 時 30 分からを予定している。
- 座長 改正条例の方向性については承認いただきましたが、補足的にご意見をうかが いたい。
- 委員 コロナ禍の状況に関して、事業者はとても努力されており、必死な状況であると思う。例えば、区や区民のところに、新型コロナウイルス対応への協力や施策を講じることへの記載があるとバランスがよいと思う。
- 委員 全体的な方針について異議はない。この条例が区民生活をより豊かにしていくことはわかると思うが、地域経済を発展させると、なぜよりよくなっていくのかというところをわかりやすく書いていければと思う。
- 委員 他の会議でも述べた意見を事務局がまとめてくれて、とてもシャープになった。
- 座長 方向性について、今回の会議でご了解いただけたと認識している。次回の会議 までに座長の勉強会を再度開催したいと考えている。そこで改めてご意見を賜り たいと考えている。

これで第3回産業振興基本条例検討会議を終了する。

[次回開催予定の確認]

[開会]

第4回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

6) 日時・場所

日時:令和3年3月26日(金)18時30分~20時30分場所:世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあどホール オリオン

7) 出席者

委員、長山委員、古谷委員、栗山委員、友成委員、海老澤委員、見城委員、 水上委員、閑野委員、兒玉委員、市川委員、大石委員、大島委員、 田中委員(委員計 13 名)

世田谷区)産業連携交流推進課長、商業課長、工業・ものづくり・雇用促進課長、

都市農業課長、消費生活課長

事 務 局)経済産業部産業連携交流推進課

8) 次第

- 開会
- ■議事
 - (1) 世田谷区産業振興基本条例改正素案について
 - (2) 意見交換

9) 配布資料

資料 1	想定検討スケジュール
資料 2	世田谷区産業振興基本条例の改正イメージ(骨子イメージ)
資料 3	世田谷区産業振興基本条例改正素案新旧対照表
資料 4	(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例前文(案)
資料 5	地域経済の持続可能な発展イメージ
参考資料	第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議議事録
参考資料	新型コロナウイルス感染症に係る区内経済状況について(抜粋版)
! ! !	席次表
! ! ! !	世田谷区産業振興基本条例検討会議傍聴要領

10) 議事録

開会

議事

(1) 世田谷区産業振興基本条例改正素案について 〔事務局による資料説明〕

(2) 意見交換

座長 事務局より説明があった条例改正の素案が本日の議題であり、この素案が今後条例案の前文や条文を作成していくための基本になる。従って、この素案について検討委員の皆様から広く活発な意見をいただきたい。素案の内容について議論を進めてまいりたい。なお、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が先日解除されたが、この間の状況把握や今後の見通し等を含めて各委員の素案に対する意見を賜りたい。まずは条文の部分について意見交換したい。

委員 「レジリエント」や「SDGs」など、馴染みのない言葉が使われているので、注釈や説明書き等が必要ではないか。

座長「レジリエント」に関して回答する。

地域経済の「持続可能な」という意味を表現するのに適している言葉であると考えている。レジリエントは、強靭でしなやかな、柔軟な、多様性がある、といった意味を包含しており、この条例の本質を象徴している。

ご意見を承り、区法務所管との協議の上、調整したいと思う。

事務局 「SDGs」に関して回答する。

SDGsは一般的に持続可能な開発目標と定義されている。他方で、よりキャッチーなニュアンスで表現していくうえで使用していきたいと思っている。いずれにしても区法務所管との協議は必要だと考える。

または、資料5といった説明資料に補足をしていくことも考えられる。

委員 分野別方針第4条(2)について質問したい。「工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めること。」とあるが、工業系の土地利用とはどういったものなのかお伺いしたい。

同条(3)について質問したい。「農地及び営農の維持に努めること。」 とあるが、「農業の営み及び農地の維持」の方がふさわしいと考える。

事務局 工業系の土地とは、用途上の準工業地域のことを指している。世田谷区内には池尻、桜新町、経堂、船橋にある。準工業地域に指定されていると、用途上の条件で工場等の建設許可ができる。

3条(3)の部分についての意見については検討する。

委員 エシカル消費について、「人、社会並びに環境に配慮した消費」と置き換えられているが、フリーランスやソーシャルビジネスなどの言葉と同様に、「エシカル消費」としてもよいのではないか。

事務局 ご指摘を踏まえて、区法務所管と調整していく。

委員 分野別方針の工業に関する記載について、「工業系の土地利用」を「準工

業地域の土地利用」という記載の方が良いかもしれない。世田谷の工業は、すべてが準工地域に密集しているわけではなく、住宅地域の中に小さな作業所が多く存在しているのが事実。そうした作業所などの維持に努めていくのか、準工業地域の土地利用を維持していくのか。現実的には、池尻の準工業地域には工場と呼べるものは無い。区民や事業者にとってわかりやすくする必要があるかもしれない。

事業者の責務に関して、経済の持続可能な発展という視点だけでなく、 事業の継続という視点も大切ではないか。責務として事業者が担うだけ でなく、それを支援することも地域経済の持続可能な発展会議で語って いけたらよい。

世田谷の地域を区民がどこまで強く意識しているのか。そのことを調べてみたり、考えてみても良いのではないか。

事務局 工業系の土地利用については、現行条例の内容を維持している。内容に ついて改めて調整する。

事業継続については、条例で理念を掲げ、産業ビジョンや産業振興計画で支援に関する施策を進めていくと考えている。

区民の意識について、コロナ禍で地域にいる時間が増え、今までよりも 地域に目を向ける意識が高まっていると思う。それをどのようなかたち で深堀するか検討したい。

- 座長 事業継続という意味合いが、第6条1項の解釈によってはそのように受け取られるかもしれないが、この条項では、個々の事業者の事業継続についての責務を述べているのではなく、産業全体の新陳代謝も含めて持続可能な発展をすることを述べている。
- 事務局 起業や廃業は市場原理による事業者判断になるので、事業を継続すること自体を「事業者の責務」として条例で定めるのではなく、区の具体的な施策(ビジョンや計画)として、セーフティネットとしての事業継続の支援を行っていくことを想定している。
- 委員 ソフトウェア開発やシステムエンジニアといった職業も工業に入るのか。こういった職業は土地が不要であると思うが、第4条2項の土地利用に関連して、工業をより広くとらえていくべきだと考える。
- 座長 ご指摘の通りだと思う。現在の製造業は、サービス業と一体になって、 製造サービス業と言われている。
- 事務局 第4条2項に関しては、工業団体と調整をして工業の範囲をどのように とらえていくかを含めて表現を検討する。
- 委員 第6条事業者の責務に、人権やジェンダーといった表現が必要ではないか。世田谷区はジェンダーに関して強く掲げているので、そのような表現があると、働き手が人権的な差別感がなく安心して働ける意識になると考える。
- 事務局 世田谷区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を 推進する条例」の中で、事業者の責務として、人権や多様性を尊重して

不当な取り扱いを改善するというような表現がある。そういった表現を 重複して定める必要があるのか、法規的な解釈があるため検討する。

委員 多様な主体が関われば関わるほど皆が納得できるものではなくなる。基本的な姿勢として、小さな声を受け止められるような環境 = 安心して対話できる場があってもいいのではないか。感じたことを持ち合い、寄り合うことがレジリエンスではないか。

条例の中の言葉について、新しい概念は新しい言葉で語られることが必要だが(レジリエントやフリーランスなど)、それによって伝えたいことが伝わらないことがないよう、シンポジウムなどで示されるとよい。

「持続可能な発展」とは一言でいうと何なのか、ということが条文の中で分かるとより良い。前文やイメージ図でも説明しているが、より明確に分かると良いと思う。

「人権」についての表現については賛成である。

座長 対話の場としては、この条例改正でも議会やパブリックコメント、シンポジウムで対話をしながら、区民と共に条例を作っていくスタンスを示している。第9条において定める地域経済の持続可能な発展を目指す会議の中で、区民委員の参加も想定しているため、対話や意見交換といった制度的な仕掛けは含まれている。

事務局 座長の説明に加え、前文の中でも対話について述べていくことを検討する。

条例中に新しい言葉を使用していくことに関して、説明資料を作成して 説明をしていく必要があるかと認識している。

持続可能な発展の説明については、資料5のような説明資料の中で示していくことを検討する。

委員 以前に産業ビジョンを作成する際は、別に懇話会を設置して検討されている。今後、第9条における会議体が第8条における指針や施策の策定 を議論する場となるという認識でよいか。

また、産業ビジョンや産業振興計画の見直しスパンが長く、世の中の流れが速く展開していることを考えると、常設の会議体で常に評価や検討がされるとよい。

座長 ご指摘の通り、指針や施策を議論していく場として、第9条で定める会議体を設置する。指針や施策はこの会議の中で都度見直しを行う。

事務局 前回の産業ビジョンの作成の際には、商・工・農だけでは捉えきれない ため、世田谷区産業振興基本条例で定める中小商工業振興対策委員会と は別に懇話会を設置した。

今後の指針や施策の策定については、持続可能な発展を目指す会議で議論をしていくようになると考えている。

ビジョンや計画の見直しという点では、今年度に新たに実施した事業は 1 0 以上あり、それらはすべて計画では定めていないものである。新型 コロナウイルス感染症で世の中が大きく変わっており、ビジョンで掲げ

る理念的なものは不変であっても、計画のように1年ずつ着実に実行していくものは策定時とは変わっていくものもある。様々な方の意見を聞きながら、適宜計画を変更していければよいと考えているが、第9条の会議がそのような場になればよいと思う。迅速に集まり議論できるよう、工夫しながらやっていきたい。

委員 横文字の使用について、特に「SDGs」はゴールが決まっている限定的なものであり、2025年くらいには新たな概念が出てくるかもしれない。SDGsだけに特化していくのは時代の変化についていけなくなる恐れもあるのではないか。

コロナ禍で「共助」の重要性が身に染みて分かった。共助の視点は大切であり、前文でそのようなニュアンスの表現があっても良いと思う。

座長 SDGsに関しては同感である。 共助に関しては、前文にその要素を取り入れている。文言として加えて いくかは検討する。

事務局で指摘踏まえて検討する。

委員 前文で区の人口の多さについては触れており、区の特色なのでとても良いと思う。2段落目に「彩り」という言葉が2回出てくるので、2回目を「専門性」にするなど、表現を工夫しても良いと思う。

事務局 必ずしも「彩り」を使用する必要はないが、産業が区民の心の豊かさに寄与している部分があると考え、その表現として「彩り」を使った。表現について改めて修正する。

座長 先ほど委員の発言にあったように、地域というものに対して区民がどれほどの 想いをもっているのかと、それは心の部分であり、コミュニティにはアイデンティ ティや共感など地域に対する心が必要である。それを「彩り」以外の言葉で表 現する工夫をしていきたい。

委員 「レジリエント」等の言葉を積極的に使うのは良いと思う。前文で、条例改正の 理由の説明(なぜ改正が必要になったのか等)があるとより分かりやすくなると 思う。

事務局 ご指摘踏まえて検討する。

委員 前文の「そのための基本理念」とは何を指しているのか。「豊かな区民生活の 実現」か。「地域経済の持続可能な発展」か。前文の中でこれが理念ということ を一言で書けば良い。

条例は世田谷が目指す大きな方向性を示すもの。個別具体的な内容は指針 や施策で示していけばよい。

事業者に対してあり方や責務を縛るものではない。

事務局 ご指摘踏まえて検討する。

委員 区民を巻き込んでいくためには、言葉の意味や概念を伝えていく、広げていく ことが必要である。母としての視点では、将来世代である子供たちに言葉の概 念を伝えていっていただきたい。「発信」についての記載があっても良いと思 う。 事務局 ご意見として承る。

座長 委員よりいただいたご指摘やご意見をまとめて、素案の修正を行う。合わせて、経済産業部より改正条例素案として区議会に報告予定。 これで第4回産業振興基本条例検討会議を終了する。

〔次回開催予定の確認〕

〔閉会〕

第4回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

1) 日時・場所

日時:令和3年3月26日(金)18時30分~20時30分 場所:世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあどホール オリオン

2) 出席者

委員)長山委員、古谷委員、栗山委員、友成委員、海老澤委員、見城委員、 水上委員、閑野委員、兒玉委員、市川委員、大石委員、大島委員、 田中委員(委員計 13 名)

世田谷区)産業連携交流推進課長、商業課長、工業・ものづくり・雇用促進課長、 都市農業課長、消費生活課長

事 務 局)経済産業部産業連携交流推進課

3) 次第

- 開会
- 議事
 - (1) 世田谷区産業振興基本条例改正素案について
 - (2) 意見交換

4) 配布資料

資料 1	想定検討スケジュール
資料 2	世田谷区産業振興基本条例の改正イメージ(骨子イメージ)
資料3	世田谷区産業振興基本条例改正素案新旧対照表
資料4	(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例前文(案)
資料 5	地域経済の持続可能な発展イメージ
参考資料	第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議議事録
参考資料	新型コロナウイルス感染症に係る区内経済状況について(抜粋版)
	席次表
	世田谷区産業振興基本条例検討会議傍聴要領

5)議事録

開会

議事

(1) 世田谷区産業振興基本条例改正素案について [事務局による資料説明]

(2) 意見交換

座長 事務局より説明があった条例改正の素案が本日の議題であり、この素案が 今後条例案の前文や条文を作成していくための基本になる。従って、この 素案について検討委員の皆様から広く活発な意見をいただきたい。

> 素案の内容について議論を進めてまいりたい。なお、新型コロナウイルス 感染症の緊急事態宣言が先日解除されたが、この間の状況把握や今後の見 通し等を含めて各委員の素案に対する意見を賜りたい。

まずは条文の部分について意見交換したい。

委員 「レジリエント」や「SDGs」など、馴染みのない言葉が使われている ので、注釈や説明書き等が必要ではないか。

座長「レジリエント」に関して回答する。

地域経済の「持続可能な」という意味を表現するのに適している言葉であると考えている。レジリエントは、強靭でしなやかな、柔軟な、多様性がある、といった意味を包含しており、この条例の本質を象徴している。 ご意見を承り、区法務所管との協議の上、調整したいと思う。

事務局 「SDGs」に関して回答する。

SDGsは一般的に持続可能な開発目標と定義されている。他方で、よりキャッチーなニュアンスで表現していくうえで使用していきたいと思っている。いずれにしても区法務所管との協議は必要だと考える。

または、資料5といった説明資料に補足をしていくことも考えられる。

委員 分野別方針第4条(2)について質問したい。「工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めること。」とあるが、工業系の土地利用とはどういったものなのかお伺いしたい。

同条(3)について質問したい。「農地及び営農の維持に努めること。」と あるが、「農業の営み及び農地の維持」の方がふさわしいと考える。

事務局 工業系の土地とは、用途上の準工業地域のことを指している。世田谷区内には池尻、桜新町、経堂、船橋にある。準工業地域に指定されていると、用途上の条件で工場等の建設許可ができる。

3条(3)の部分についての意見については検討する。

委員 エシカル消費について、「人、社会並びに環境に配慮した消費」と置き換えられているが、フリーランスやソーシャルビジネスなどの言葉と同様に、「エシカル消費」としてもよいのではないか。

事務局 ご指摘を踏まえて、区法務所管と調整していく。

委員 分野別方針の工業に関する記載について、「工業系の土地利用」を「準工業 地域の土地利用」という記載の方が良いかもしれない。世田谷の工業は、 すべてが準工地域に密集しているわけではなく、住宅地域の中に小さな作 業所が多く存在しているのが事実。そうした作業所などの維持に努めていくのか、準工業地域の土地利用を維持していくのか。現実的には、池尻の準工業地域には工場と呼べるものは無い。区民や事業者にとってわかりやすくする必要があるかもしれない。

事業者の責務に関して、経済の持続可能な発展という視点だけでなく、事業の継続という視点も大切ではないか。責務として事業者が担うだけでなく、それを支援することも地域経済の持続可能な発展会議で語っていけたらよい。

世田谷の地域を区民がどこまで強く意識しているのか。そのことを調べて みたり、考えてみても良いのではないか。

事務局 工業系の土地利用については、現行条例の内容を維持している。内容について改めて調整する。

事業継続については、条例で理念を掲げ、産業ビジョンや産業振興計画で 支援に関する施策を進めていくと考えている。

区民の意識について、コロナ禍で地域にいる時間が増え、今までよりも地域に目を向ける意識が高まっていると思う。それをどのようなかたちで深堀するか検討したい。

- 座長 事業継続という意味合いが、第6条1項の解釈によってはそのように受け 取られるかもしれないが、この条項では、個々の事業者の事業継続につい ての責務を述べているのではなく、産業全体の新陳代謝も含めて持続可能 な発展をすることを述べている。
- 事務局 起業や廃業は市場原理による事業者判断になるので、事業を継続すること 自体を「事業者の責務」として条例で定めるのではなく、区の具体的な施 策(ビジョンや計画)として、セーフティネットとしての事業継続の支援 を行っていくことを想定している。
- 委員 ソフトウェア開発やシステムエンジニアといった職業も工業に入るのか。 こういった職業は土地が不要であると思うが、第4条2項の土地利用に関 連して、工業をより広くとらえていくべきだと考える。
- 座長 ご指摘の通りだと思う。現在の製造業は、サービス業と一体になって、製造サービス業と言われている。
- 事務局 第4条2項に関しては、工業団体と調整をして工業の範囲をどのようにとらえていくかを含めて表現を検討する。
- 委員 第6条事業者の責務に、人権やジェンダーといった表現が必要ではないか。 世田谷区はジェンダーに関して強く掲げているので、そのような表現があ ると、働き手が人権的な差別感がなく安心して働ける意識になると考える。
- 事務局 世田谷区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の中で、事業者の責務として、人権や多様性を尊重して不当な取り扱いを改善するというような表現がある。そういった表現を重複して定める必要があるのか、法規的な解釈があるため検討する。
- 委員 多様な主体が関われば関わるほど皆が納得できるものではなくなる。基本 的な姿勢として、小さな声を受け止められるような環境 = 安心して対話で

きる場があってもいいのではないか。感じたことを持ち合い、寄り合うことがレジリエンスではないか。

条例の中の言葉について、新しい概念は新しい言葉で語られることが必要だが(レジリエントやフリーランスなど)、それによって伝えたいことが伝わらないことがないよう、シンポジウムなどで示されるとよい。

「持続可能な発展」とは一言でいうと何なのか、ということが条文の中で 分かるとより良い。前文やイメージ図でも説明しているが、より明確に分 かると良いと思う。

「人権」についての表現については賛成である。

- 座長 対話の場としては、この条例改正でも議会やパブリックコメント、シンポジウムで対話をしながら、区民と共に条例を作っていくスタンスを示している。第9条において定める地域経済の持続可能な発展を目指す会議の中で、区民委員の参加も想定しているため、対話や意見交換といった制度的な仕掛けは含まれている。
- 事務局 座長の説明に加え、前文の中でも対話について述べていくことを検討する。 条例中に新しい言葉を使用していくことに関して、説明資料を作成して説 明をしていく必要があるかと認識している。

持続可能な発展の説明については、資料5のような説明資料の中で示していくことを検討する。

委員 以前に産業ビジョンを作成する際は、別に懇話会を設置して検討されている。今後、第9条における会議体が第8条における指針や施策の策定を議論する場となるという認識でよいか。

また、産業ビジョンや産業振興計画の見直しスパンが長く、世の中の流れが速く展開していることを考えると、常設の会議体で常に評価や検討がされるとよい。

- 座長 ご指摘の通り、指針や施策を議論していく場として、第9条で定める会議 体を設置する。指針や施策はこの会議の中で都度見直しを行う。
- 事務局 前回の産業ビジョンの作成の際には、商・工・農だけでは捉えきれないため、世田谷区産業振興基本条例で定める中小商工業振興対策委員会とは別に懇話会を設置した。

今後の指針や施策の策定については、持続可能な発展を目指す会議で議論 をしていくようになると考えている。

ビジョンや計画の見直しという点では、今年度に新たに実施した事業は10以上あり、それらはすべて計画では定めていないものである。新型コロナウイルス感染症で世の中が大きく変わっており、ビジョンで掲げる理念的なものは不変であっても、計画のように1年ずつ着実に実行していくものは策定時とは変わっていくものもある。様々な方の意見を聞きながら、適宜計画を変更していければよいと考えているが、第9条の会議がそのような場になればよいと思う。迅速に集まり議論できるよう、工夫しながらやっていきたい。

委員 横文字の使用について、特に「SDGs」はゴールが決まっている限定的

なものであり、2025年くらいには新たな概念が出てくるかもしれない。 SDGsだけに特化していくのは時代の変化についていけなくなる恐れも あるのではないか。

コロナ禍で「共助」の重要性が身に染みて分かった。共助の視点は大切で あり、前文でそのようなニュアンスの表現があっても良いと思う。

座長 SDGsに関しては同感である。

共助に関しては、前文にその要素を取り入れている。文言として加えてい くかは検討する。

事務局ご指摘踏まえて検討する。

委員 前文で区の人口の多さについては触れており、区の特色なのでとても良いと思う。2段落目に「彩り」という言葉が2回出てくるので、2回目を「専門性」にするなど、表現を工夫しても良いと思う。

事務局 必ずしも「彩り」を使用する必要はないが、産業が区民の心の豊かさに寄与している部分があると考え、その表現として「彩り」を使った。表現について改めて修正する。

座長 先ほど委員の発言にあったように、地域というものに対して区民がどれほどの想いをもっているのかと、それは心の部分であり、コミュニティにはアイデンティティや共感など地域に対する心が必要である。それを「彩り」以外の言葉で表現する 丁夫をしていきたい。

委員 「レジリエント」等の言葉を積極的に使うのは良いと思う。前文で、条例改正の理由の説明(なぜ改正が必要になったのか等)があるとより分かりやすくなると思う。

事務局ご指摘踏まえて検討する。

委員 前文の「そのための基本理念」とは何を指しているのか。「豊かな区民生活の実現」か。「地域経済の持続可能な発展」か。前文の中でこれが理念ということを一言で書けば良い。

条例は世田谷が目指す大きな方向性を示すもの。 個別具体的な内容は指針や 施策で示していけばよい。

事業者に対してあり方や責務を縛るものではない。

事務局ご指摘踏まえて検討する。

委員 区民を巻き込んでいくためには、言葉の意味や概念を伝えていく、広げていくことが必要である。母としての視点では、将来世代である子供たちに言葉の概念を 伝えていっていただきたい。「発信」についての記載があっても良いと思う。

事務局 ご意見として承る。

座長 委員よりいただいたご指摘やご意見をまとめて、素案の修正を行う。合わせて、 経済産業部より改正条例素案として区議会に報告予定。

これで第4回産業振興基本条例検討会議を終了する。

〔次回開催予定の確認〕

[閉会]